

## 第11号様式の5（第5条関係）

## 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名　疋田　進一

年月日	令和5年10月			
表題と発行部数	ひきだ進一県政報告　ひきだ通信 vol.5 2023年8月号 2万部発行			
対象者	奈良市内及び山添村内			
配布方法	個別郵送 15,911部 ポスティング 4,000部 その他 89部			
発行目的	6月議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按分率の説明	按分率 85% その理由（プロフィール、挨拶などの記事を考慮し、按分率を85%とした。）			
内容	県議会議員2期目最初の6月定例県議会での一般質問の報告 ごあいさつ、所属会派・所属委員会、プロフィールほか			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	印刷代	共同精版 印刷株式 会社	363,000円 $\times 1.1$	@16.5×20,000部 23
	郵便物作成 業務委託料	株式会社 リヤン・ ドウ	105,013円 $\times 1.1$	@6×15,911部 18
	郵送代	日本郵便	1,495,634円 $\times 1.1$	@94×15,911部 25
※ 85%充当 合計 1,669,099円				
備考	添付資料：ひきだ進一県政報告　ひきだ通信 vol.5 2023年8月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

奈良県議会議員 ひきだ進一 県政報告



# ひきだ通信

vol.5 2023年8月号



Main Topics! 6月議会の一般質問の報告▶詳細は中面をご覧ください

- ・知事の予算執行査定の経緯の透明性について
- ・教育現場のサポートスタッフについて
- ・理系人材の育成について
- ・県立高等学校の進学重点指定校について 等

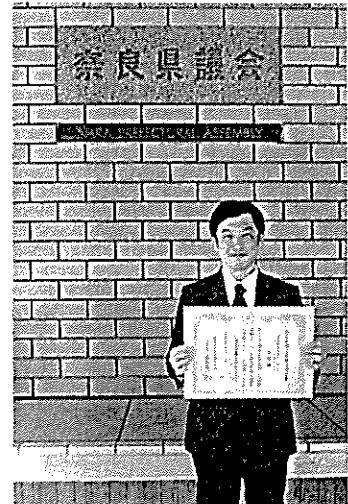
## 子どもの笑顔があふれるまち。 ひらこう、 奈良の未来

### ごあいさつ

平素より、ひきだ進一の活動へのご理解、ご協力を賜り、ありがとうございます。4月には県議会議員選挙が行われ、皆様方の温かいご支援を賜り、2期目の活動を始めることができました。多くの皆様から、子どもたちを取り巻く環境を良くし、奈良をこれからも住みたい街にしてほしいとの声をいただきました。それとともに、県政、県議会の世代交代を進めて、新しい風を吹かせて、活力のある奈良を創っていってほしいというご期待の声もたくさんいただきました。

公約でも訴えました、「子ども目線のまちづくり」を進めることによって、子どもたちはもちろん、高齢者の皆さん、ハンディキャップをお持ちの皆さん、そして現役世代の皆さんがずっと住みたいと思える奈良に一歩一歩近づけるように訴え続けてまいります。

これからがスタートです。一緒に考え、行動する議員として精進してまいります。私の活動にとって、皆様のご意見が一番大切です。今後とも、お気軽にお声がけいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



▲2期目の当選証書授与式後、  
気持ちを新たに

### 所属会派・所属委員会の報告

所属会派は、「自由民主党・無所属の会」に所属することとなりました。自民党が一つになり、思いを同じくする無所属議員を加え、ともに力を合わせて活動してまいります。

所属委員会は、「文教くらし委員会」(副委員長)、「南部・東部地域振興特別委員会」です。

#### ■プロフィール

- 経歴 昭和51年10月 奈良市生まれ／親愛幼稚園／椿井小学校／春日中学校／県立奈良高等学校／大阪大学 理学部物理学科／大阪大学大学院 理学研究科／京都大学大学院 法学研究科
- 職歴 (株)高等進学塾／駿台予備学校／堀井いわお参議院議員 公設第一秘書
- 地域活動等 行政書士（奈良県行政書士会所属）／保護司（奈良地区保護司会所属）／奈良市柔道協会 顧問
- 家族構成 妻・長女(6歳)・長男(4歳)・次女(1歳)、奈良市三条本町在住
- 趣味 マラソン（奈良陸上競技協会所属）／登山／柔道（二段）

#### 奈良県議会議員 ひきだ進一事務所

〒631-0021 奈良県奈良市鶴舞東町2-13 VIVビル109

TEL 0742-52-5003 MAIL hikida.s1.nara@gmail.com  
FAX 0742-41-5851 URL https://hikida-nara.com/



山下知事は、令和5年度の予算に計上されていた29事業について、事業の執行停止／見直しを表明されました。知事がわずか1ヶ月という短期間のヒアリングに基づいて判断されたことを受け、多くの皆さまから執行停止の理由を、私にお問い合わせいただきました。私たち議員も、また担当職員さえも、執行停止に至る詳細な理由がわからない状態であることから、私も皆さまに十分説明できない状況でした。そこで、執行する／しないの判断過程を理解できるように、6月議会の本会議にて一般質問いたしました。

該当質問の動画は[こちらから](#)

## 1. 知事の予算執行の軸となる6つの視点について

知事は、就任時の記者会見にて、6つの視点「必要性」「費用対効果」「公平性」「公正性」「透明性」「競争性」を以って事業を進めるかどうかを考え、県政を運営すると発表されました。

これら6つの視点は県庁職員のみなさんが従前より強く意識をされている内容でもあります。そのため特段新しい視点というわけではありませんが、重要な視点であるとは思います。

6つの視点の中で、知事は「必要性」「費用対効果」を最重要視されているので、今回の予算執行査定の際に、どのような考え方に基づき、事業の可否を判断したのかを質問しました。

### 議事録もない、音声データもない中で、執行停止を判断

近田

Q 本会議では25分の質問時間しかなく、また県民の皆さんに十分説明が行き渡るものでもないため、予算執行査定の検討内容を6つの視点でどのように評価されたのか、書面で提出されるべきではないか？

山下知事

A 予算執行査定においては、私と担当職員とが自由闊達に議論を交わす必要があるため、録音も、議事録も作成しておらず、説明文書を作成するのは、非常に困難。

### Point 重要な行政の判断において文書を残さない、異例の対応

この質疑でわかったことは、県の多くの事業を予算執行しないという、重要な行政判断にかかる予算執行査定の判断経過について、議事録や音声データも何一つ残していないということです。

行政の判断は、県民の皆さんにもご理解・ご判断いただくため、「透明性」を持たせ、判断過程をオープンにすることが基本です。予算執行をしないという重要な判断であるにもかかわらず、今回は「透明性」が全くないことが一番の問題であり、「奈良県行政文書管理規則」（下記参照）に記されている内容を踏まえると、規則違反に当たりかねない状況です。

しっかりと形に残る状態で、今回の予算執行停止の判断過程を県民の皆さんにご説明いただくよう、知事へ求めてまいります。

＜参考＞奈良県行政文書管理規則（一部抜粋）

#### 第二条（行政文書の管理の基本理念）

行政文書は、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにするため、適正な管理が行わなければならない。

#### 第五条（文書の作成）

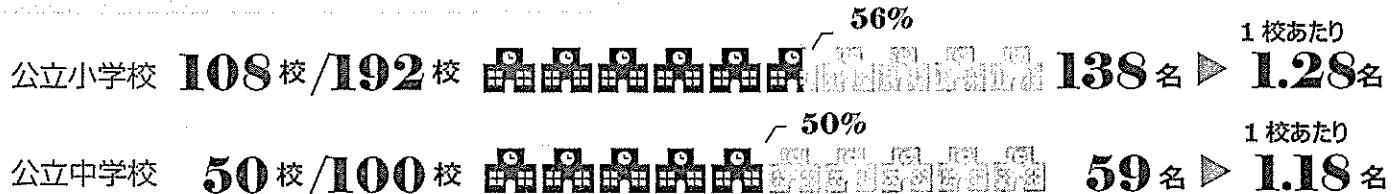
第二条に定める基本理念にのっとり、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書（図画及び電磁的記録を含む。）を作成しなければならない。



## 2. 子どもと向き合う時間の確保に向けた教員の働き方改革

スクールサポートスタッフ（SSS）とは、教員の業務軽減を目的に、教員に代わって学習プリント等の印刷や配布準備等を行うスタッフで、令和4年に全国で約1万人増員しています。奈良県では、スクールサポートスタッフを配置する市町村に財政支援を行っていますが、令和4年2月時点での公立中学校・小学校の導入校は約半数にとどまります。公約でも、知事は子どもと向きあう時間を確保するため、教員の負担を軽減すると述べておられ、具体的な考え方を質問しました。

### 奈良県の SSS 配置状況（令和5年配置予定）



### スクールサポートスタッフの市町村負担分を県が肩代わりすることも含めて検討

足田

**Q** スクールサポートスタッフについては奈良県では市町村の費用負担がネックとなり、導入が半数の学校にとどまっている認識だが、どのようにお考えか？

山下知事

**A** スクールサポートスタッフの制度については、市町村の負担が3分の1と残っていることが、制度が普及しない要因の一つだと考えており、その分を県が肩代わりすることも含めて考えていきたい。

### Point 1 年半前からの訴えがようやく実現に向かっています

これまで令和4年2月議会・令和4年12月議会の一般質問でスクールサポートスタッフの導入促進について質問を続けてきましたが、いよいよ県の費用負担を含めて検討いただけたこととなりました。引き続き、教員が余裕を持って子どもたちに向きあえる環境づくりを目指します。

今回の知事答弁を受けて、後日、文教くらし委員会の中で、スクールサポートスタッフ制度の市町村負担の肩代わりをする場合、どの程度の学校が導入するか、またそれに必要な予算がどの程度になるのか、事前調査いただくよう要望しました。

## 3. 県庁の組織や業務のあり方について



奈良県庁内の「デジタル戦略課」という県庁DX\*の推進を担う部署は、総務部の中に設置されています。

一方、国のデジタル庁ではDX推進を担う部署を、どこかの部内に設置するのではなく、副知事直轄とすることで全部局横断で推進できると推奨しています。

足田

**Q** DX推進を担う部署は、俯瞰的な部署として副知事直轄にすることが効率的だとデジタル庁などが推奨しているが、どのようにお考えか？

山下知事

**A** 知事・副知事、あるいは担当部長が意思疎通できていれば、副知事直轄にする必要はなく、現在の体制でもデジタル戦略の司令塔として県庁内全部門に指示徹底することは可能。

### Point 県庁業務改革を含めたDXに向けてDX推進部門の適切な配置とは？

副知事直轄が良いのではないかという旨を2022年12月の一般質問に引き続き、再度議会の場で伝えました。

DXを推進して行財政改革を進めるためには、部局横断的に進める必要があります。組織の縦割りを超えて、円滑に進めるためには、副知事直轄が最も良い状態であると考えます。いずれにしても、県庁における一貫した効果的なDX推進のために、最も良い進め方を引き続き検討いただけるよう、訴えていきます。

\*DX：デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）の略。経済産業省は、2018年に発表した「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン」において、「企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企业文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること」と定義しています。



## 4-1. 大和平野中央田園都市構想の事業停止について

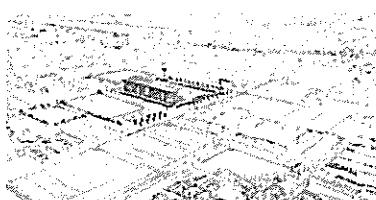
「大和平野中央田園都市構想」は、交通アクセスが良く、人が集まりやすい、高いポテンシャルを有する大和平野中央部に位置する磯城郡3町（三宅町・田原本町・川西町）を舞台に、「若者や女性の働く場の創出」、「県民の健康増進」、「暮らしやすさの向上」を目指す取り組みであり、磯城郡3町はじめ、関係者が数年にわたり協議して進めてこられた構想です。

### 大和平野中央田園都市構想の拠点イメージと予定施設



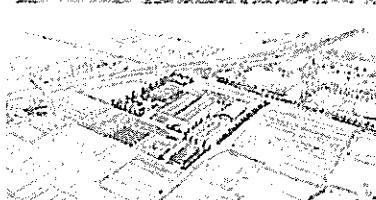
#### ◆三宅町

知的交流が広がる県立工科大学（仮称）とスタートアップヴィレッジ  
 ・地域産業の活性化につながる優秀な人材の育成と、人と社会の未来に資する研究を行う「県立工科大学（仮称）を中心としたまちづくり  
 ・新たな県内産業の育成拠点スタートアップエリア 等



#### ◆田原本町

スタジアムを核としたウェルネスタウン  
 ・サッカー、ラグビー等の球技ができる、県内唯一の球技専用スタジアム  
 ・地域住民が日常的に利用できるフィットネス、ジャグジー、ジョギングコース等がある地域住民の健康増進施設「ウェルネス・ステーション」の設置 等



#### ◆川西町

スポーツと食と農が融合するウェルネスタウン  
 ・スポーツゾーン：国体等の大規模大会が開催可能なテニスコート 等  
 ・農業ゾーン：デジタル技術等を活用した先進的農業の実践、研修施設 等  
 ・交流ゾーン：大和野菜などの県産野菜や農業ゾーンの採れたて野菜等を使った農園レストラン 等

大和平野中央田園都市構想～ Well-being なまちづくり～令和 5.2.16 より

しかし知事の予算執行査定により、本取り組みは執行停止となりました。そこで、知事の大和平野中央田園都市構想に対する知事の認識、停止理由を質問しました。

### Point これまでの取り組みと同様の誠意で対応いただくよう要望

再質問のやり取りの中で、「①知事が本構想の目的を明確に把握されていないこと」、「②目的が抽象的であることを理由に、事業査定の判断が主観的であること」、この2点が明らかになりました。この状況下で執行停止を判断することは客觀性を欠くように感じています。

令和2年度からこれまで長い時間をかけて、県と3町・地権者の皆さんと協議を進めてきました。（下記参照）これを受けて、再質問の中で、1回の地元説明や記者会見だけでなく、今までかけてきた時間と同じだけ、この方に説明と誠意を尽くしていただくよう要望しました。

また今後、対象の3町とは、3町側が可能であれば公開の場で討議を進めることをお約束いただきました。

#### これまでの取り組み

令和2年度

令和3年度

令和4年度

磯城郡各3町から整備推進要望提出

磯城郡各3町と協議を進める覚書締結

磯城郡各3町と事業区域・役割分担を定める覚書締結

県と磯城郡3町により構想を進める四者協定締結

全地権者との契約書押印完了

地権者との交渉・同意

## 4-2. 理系人材の育成について

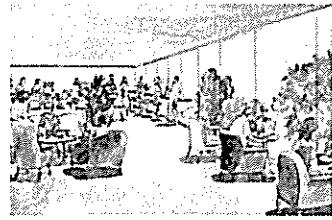
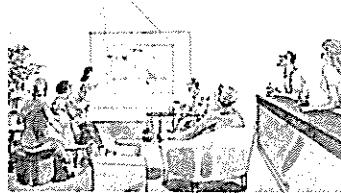
大和平野中央田園都市構想「県立工科大学とスタートアップヴィレッジ」の計画



課題 就職期における県外への人材流出・デジタル人材の不足

目的 地域のイノベーションの好循環を生み出し地域経済の活性化を図る

計画 産学官連携の知的交流・研究拠点として、大学のキャンパス・研究機関・企業等のサテライトラボ・スタートアップ創出のためのスポット等が、ひとつながりとなるエリア設計



県立工科大学（仮称）（スタートアップヴィレッジ）のイメージ 大和平野中央田園都市構想～Well-being なまちづくり～令和5.2.16 より

## 大学研究機関・スタートアップ創出の場の構想を執行停止、就職期の県外流出・デジタル人材不足をどう解消していくのか？

疋田



Q 県立工科大学の事業停止判断の理由は？

山下知事



A 大学の設置・運営は国または私立学校法人が担うべきであり、県が大学を設置運営する場合は「①県内の高校生がこの大学に進学するとともに、大学卒業後に県内に就職する」、「②この大学と県内企業との産学連携により企業などにおける技術開発が見込める」といった県へのメリットが必要。

一方、県立の他大学を見ると、「①県内大学の県内高校出身率が1割であること・大学卒業後に県内企業への就職率が1割であること」、「②県内大学と県内企業で産学連携事例があること」から、不要と判断。



### Point 長期的ビジョンが見えないままの執行停止判断

県立大学であるなら、県にメリットがあるべきという論点は知事のおっしゃる通りです。一方で、今後奈良県の産業・人材はどうあるべきと考えているのか？その実現に必要なことは何なのか？そういった長期的な目線で見ることで、実は長い目で見ると違う観点のメリットが見えてくると思います。

再質問での知事の産業ビジョンを拝聴し、まだ知事の中でも産業ビジョンが明確には描けていないように感じました。大きな長期的な目線でビジョンについても今後議論し、より強い奈良の産業・人材づくりを目指すべきと考えます。

疋田



Q 知事の描く産業ビジョンに対して、これまでの政策との違いは何か？

山下知事



A 荒井前知事がされていたことと、私がこれからやろうとしていることをまだ比較検討していないが、荒井前知事も企業誘致には積極的に取り組んでおられたという認識は持っており、それに拍車をかけていきたい。事業者の声をよく聞いて、現場のニーズに基づいた施策を打ち出していきたい。



### Point 前知事と方向性は同じ向きのようだが拍車のかけ方は不明確

山下知事の答弁の通り、荒井前知事も企業誘致に取り組んで来られました。その政策に加えて、新たに「スタートアップビレッジ」という構想が出てきたのだと思います。スタートアップ創出の場という機能を有する大学を設置し、産業の発展を狙っていたのではないでしょうか。

また文部科学省が、「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金による継続的支援」を実施し、デジタル・グリーン等の特定の成長を担う大学における理系人材の育成を重要視しているタイミングでもありました。

大学の設置・スタートアップの創出という手法にこだわる必要はありませんが、国をあげて「理系人材の育成」が求められている中、県として有効な手法を引き続き検討するよう求めていきます。



## 5. 県立高校普通科に対する魅力づくり

奈良県では、中学進学時点で県内の12.9%の学生が私立中学に進学しており、これは全国4番目の高さです。（文部科学省「学校基本調査」令和4年度より）

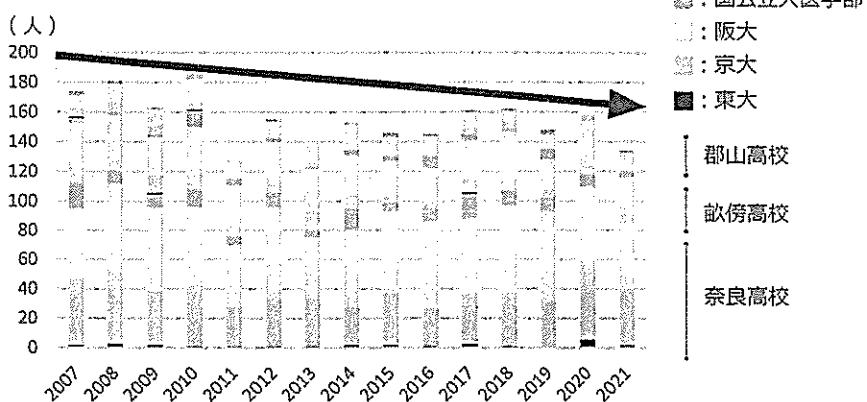
県立高校普通科に進学したいという環境を作る必要があり、県立高校からどんな進路も選択できるような幅広い県立高校のレベルの充実が必要です。

学問もスポーツ・芸術も、全国で、世界で戦える人材を育てることができる県立高校作りに向けて、教育長の考えを伺いました。

### ◆大学進学という視点での県立高校の位置づけ

私立高校が東大・京大・医学部等への実績を延ばす一方、県立奈良・歎傍・郡山各校の大学進学実績が下降傾向にあります。奈良県の上位層の中学生・高校生が他府県含めた私立に流出することによって、さらに県立高校のレベルが下がる可能性もあります。私立高校に行かなくても、生徒の希望に沿った幅広いレベルの大学へ進学できる環境を県が整える必要があると考えています。

県立奈良高校・歎傍高校・郡山高校の東大・京大・阪大・国公立大医学部への合格実績推移



## 中学進学時点で県内12.9%の児童が私立中学に進学、全国4番目 県立高校の進学教育重点校を8月指定へ

疋田

Q 生徒一人ひとりの進路希望の実現を図り、奈良県から日本全国で、世界で、活躍する人材育成に向けて、県立高校普通科の魅力づくりが重要と考えるが、教育長はどのようにお考えか？

吉田教育長

A 文部科学省が令和3年度に発表した「新時代に対応した高等学校教育のあり方について」では教育活動全体を通じて行う進路指導「進学教育」について、生徒の可能性や能力を最大限に伸長することを求めている。奈良県では、2022年3月卒業生の四年制大学への進学率が全国7位と進学意識は高く、進学教育の特色化が重要。

そこで、①7割以上の生徒が大学入学共通テストを受験する普通科高校を「進学教育重点校」として、また、②地元の中学校や高等教育機関と連携しながら進学教育を推進する普通科高校を「進学教育推進校」として、8月に指定予定。

ラグビーや吹奏楽など、特に③スポーツや芸術において推薦で進学を強化する高校もあり、そのような高校を「スポーツ芸術強化校」として、併せて8月に指定したい。

### Point 子どもたちが望む進路へ進める県立高校づくり

今後、進学教育重点校には、生徒の理解度に併せた学習を提供する「AIドリル」の導入や、教員の県外公立高校での研修等により、難関大受験対策を強化させる予定と答弁いただきました。

強いスポーツチームを持つ学校には良いコーチ・良いグラウンド等の環境が整っており、それを生かして、さらに強いチームとなっていきます。それと同じように、勉学においても、難関大学への進学を望むのなら、その希望通りの進路選択につながる環境が重要であり、普通科においても全国レベルの大学に行くための教員・環境を整えることが大切だと考えていました。

8月9日の定例教育委員会で、県立奈良高校・歎傍高校・郡山高校・高田高校が進学教育重点校として指定される方向で進められています。

子どもたちの将来の幅広い選択肢に応えられる県立高校づくりに、今後も注力していきます。

## 政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名 正田進一

年月日	令和5年11月8日(水)～令和5年11月11日(土)				
政務活動先	国會議員会館、総務省、文部科学省、東京都教育委員会、オープンハウスアリーナ太田(群馬県太田市)等				
政務活動の目的	国スポーツ施設、教育制度、防災制度、子育て制度に関する調査・研究を行う				
相手方	①奈良県選出国会議員 ②東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課 ③文部科学省高等教育局、初等中等教育局等 ④総務省自治財政局地方債課 ⑤渋谷区保健所恵比寿保健相談所 保健師 佐々木理奈氏 AiCAN 代表取締役 高岡昂太氏 ⑥群馬県太田市文化スポーツ部スポーツ施設課				
内容、結果等	①国政及び国際情勢を聞き、奈良県への制度利用などについて意見交換を行い、今後の議会活動に役立てる。 ②東京都が導入している進学教育重点校指定制度について意見交換を行い、今後の議会活動に役立てる。 ③私学助成制度及び私学授業料無償化、公立高校長寿命化など公立高校の整備について意見交換を行い、今後の議会活動に役立てる。 ④緊急防災・減災事業債についての意見交換を行い、今後の議会活動に役立てる。 ⑤児童虐待など社会的養護を必要とする子どもたちに関する実情を知り、児童相談所のあり方について意見交換を行い、今後の議会活動に役立てる。 ⑥国スポーツやプロ使用のアリーナについて建設経緯や利用状況について意見交換を行い、今後の議会活動に役立てる。				
※視察の効果を明記のこと					
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	総務省等	新幹線(往路)	京都～東京	13680 円	29
		新幹線(復路)	東京～京都	13880 円	34
	宿泊費	スーパーホテル赤坂		26200 円	31
	太田市	東武鉄道(往路)	北千住～太田	2050 円	32
		東武鉄道(復路)	太田～北千住	2050 円	33
	宿泊費	ホテルルートイン太田駅前		9296 円	30
	合計	67,156 円 ( 全て政務活動 )			
備考	添付資料：意見交換者名刺、入手資料				

注 視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



外務副大臣

参議院議員

堀 井

巖

いわお



参議院議員

佐藤 啓

財務大臣政務官

東京都

教育庁

都立学校教育部

高等学校教育課

学校経営指導担当課長

#だから都立高  
PROJECT TORITSU

大 越 隆 博

おおごし

たかひろ

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001

東京都庁第二本庁舎15階

電話 03-5320-6712 / 内線 [REDACTED]

Mail [REDACTED]

HP <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/>

都立高校PRサイト「#だから都立高」

<https://www.toritsuko.metro.tokyo.lg.jp/>

東京都

教育庁

指導部

主任指導主事（進学対策担当）

Tokyo  
Tokyo

久保田 哲司

く ぼ た て つ し

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 〒163-8001

東京都庁第二本庁舎15階

電話 03-5320-6845 / 内線 [REDACTED]

Mail [REDACTED]

HP <https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/>

(※この名刺は教育事務センターが作成しています。)



文部科学省  
大臣官房 文教施設企画・防災部  
施設助成課 法規係長

文部科学省

## 小川七星

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-6734-2000

E-mail:

高校で新しいことはじめませんか??  
~未来につなごう~「みんなの高校」プロジェクト



文部科学省  
高等教育局 私学部  
私学行政課 専門官(併)法規係長

文部科学省

## 古屋桃香

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111 [内線]

[直通]

E-mail:



文部科学省  
初等中等教育局参事官(高等学校担当)付  
高校教育改革係

文部科学省

## 砂澤拓弥

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111 [内線]

[直通]

E-mail:



文部科学省 初等中等教育局  
児童生徒課 生徒指導室  
生徒指導第一係

文部科学省

## 係長 神崎拓真

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111 [内線]

E-mail:



文部科学省  
初等中等教育局修学支援・教材課高校修学支援室  
高校奖学金係 係長

文部科学省

## 渡邊恭男

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111 [内線]

[直通]

E-mail:



文部科学省 初等中等教育局参事官(高等学校担当)付  
参事官補佐

文部科学省

## 石田恵実子

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111 [内線]

[直通]

E-mail:



文部科学省 高等教育局  
私学部 私学助成課 助成第四係 係長

文部科学省

## 稻尾大二郎

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

TEL: 03-5253-4111 [内線]

E-mail:

内閣府

内閣府大臣官房公文書管理課  
課長補佐(総括担当)

## 井上泰輔

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎第8号館

代表 03-5253-2111 (内線)

[直通]

FAX 03-5512-2914

E-mail:



内閣府大臣官房公文書管理課  
制度整備係長

## 高木麻衣

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎第8号館

代表 03-5253-2111 (内線)

[直通]

E-mail:



総務省  
地方債管理官  
地方債管理課

## 清水隆教

〒100-8914

東京都千代田区霞が関二丁目一番二号

電話 03-(5515)-6111 (内線)

[直通]

E-mail:



(公財)奈良県奨学会

養徳学舎 舍監

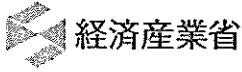
## 吉川義次

〒112-0006

東京都文京区小日向4-3-3

TEL・FAX: 03-3947-0727

E-mail:



經濟産業省

商務情報政策局 コンテンツ産業課  
課長補佐／弁護士

腰田 将也

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
Tel 03-3501-9537 Fax 03-3501-1599  
e-mail: [REDACTED]



代表取締役 / PRODUCER

伊藤 主税

Chikara Ito

MOBILE  
EMAIL: [REDACTED]

株式会社 and pictures  
and pictures inc.

〒164-0012 東京都中野区本町2-30-11  
TEL:03-6276-5689

<http://andpictures.jp>



文化庁 文化資源活用課  
文化遺産国際協力室  
世界文化遺産企画係 係員

乾 真 穂

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
旧文部省庁舎 6階  
Tel: 03-5253-4111 [内線] [REDACTED]  
[直通] [REDACTED]  
Mail: [REDACTED]



宣伝配給・地域上映

大橋 和実

Kazumi Ohashi

MOBILE  
EMAIL: [REDACTED]

株式会社 and pictures  
and pictures inc.

〒164-0012 東京都中野区本町2-30-11  
TEL:03-6803-8685

<http://andpictures.jp>



For investors, with investors\*

井 上 俊 剛  
証券取引等監視委員会  
事務局長  
金 融 行

中東京共都千代二  
（合同）霞が関三  
三 庁八一會三  
五 七一七  
六 八二一  
三館一  
TELEMAIL: [REDACTED]

俊 剛



經濟産業省

商務情報政策局 コンテンツ産業課  
専門官

十見 拓真

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号  
Tel 03-3501-9537 Mobile [REDACTED]  
Fax 03-3501-1599

with create.

Yuki Takasu  
代表取締役副社長

高須 結貴

with Create Co.,Ltd

〒157-0071 東京都世田谷区千歳台  
6-16-2-1201

一般社団法人  
SRHR pharmacy PROject

保健師  
村上 理奈  
Murakami Rina

助産師  
看護師



Ai CAN



06-30-406-0030

代表取締役／CEO

臨床心理士・公認心理師・拡大司法面接士・博士（教育学）

高岡 昂太

Kota Takaoka

株式会社AiCAN

〒213-0012

神奈川県川崎市高津区坂戸3-2-1

かながわサイエンスパーク イノベーションセンタービル西棟713A号室

TEL 03-6822-3650 (代表) e-mail: [REDACTED]



渋谷区保健所 恵比寿保健相談所  
Ebisu Public Health Consultation Center

保健師  
PHN

村上 理奈  
MURAKAMI RINA

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 2-27-18

Tel 03 (3443) 6251

Fax 03 (3443) 6253

太田市は群馬クレインサンダーズを応援しています

太田市 文化スポーツ部  
スポーツ施設管理課

課長

小此木 淳

Atsushi Okonogi

〒373-0817  
群馬県太田市霞城町1059番1  
(太田市運動公園)  
TEL (0276) 48-8118  
FAX (0276) 48-9710  
E-mail:



太田市は群馬クレインサンダーズを応援しています

太田市文化スポーツ部 スポーツ施設管理課  
市民体育館建設係

係長

飯塚 淳一

Junichi Iizuka

〒373-0817  
群馬県太田市霞城町1059番地1  
(太田市運動公園・太田市総合体育館)  
TEL (0276) 48-8118 (直)  
FAX (0276) 48-9710  
E-mail:



# 01 公文書管理法のポイント

(平成21年7月1日公布、平成23年4月1日施行)

## <目的>

公文書が民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、国民が利用し得るものであることにかんがみ、  
①行政の適正かつ効率的な運営、②政府の活動を現在及び将来の国民に説明する責務の全う、を目的

## <ポイント>

### ○行政文書の管理

(1) 行政機関の長又は職員が行うべき事項を規定

- ① 作成： 経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務事業の実績が把握できる文書を作成
- ② 整理： 行政文書を分類、名称付与、保存期間の満了する日等の設定、行政文書ファイル化、できるだけ早期に移管が廃棄（レコードスケジュール）を設定
- ③ 保存： 保存期間の満了する日まで、適切に保存
- ④ 移管及び廃棄： 保存期間満了後、レコードスケジュールに従つて移管又は廃棄、廃棄する場合は内閣総理大臣の同意が必要

(2) 行政機関の長は、行政文書の管理状況について、毎年度内閣総理大臣に報告

(3) 行政機関の長は、公文書管理委員会の調査審議、内閣総理大臣の同意を得て、行政文書管理条例規則を策定

(4) 公文書管理に問題がある場合、内閣総理大臣による報告・資料提出要求、実地調査、勧告等

### ○人文書の管理

独立行政法人等の文書について、行政機関に準じて適正に管理

### ○国立公文書館等における特定歴史公文書等の保存、利用等

- ・ 特定歴史公文書は原則、永久保存（廃棄には公文書管理委員会の審議、内閣総理大臣の同意が必要）
- ・ 個人情報の漏えい防止などの適切な保存、目録の公表
- ・ 国民は、利用請求が可能。国立公文書館等には、利用促進の努力義務
- ・ 保存及び利用状況を毎年度内閣総理大臣に報告

### ○公文書管理委員会

- ・ 内閣総理大臣任命により内閣府に設置され、各行政機関の行政文書管理条例規則等について調査審議

## 02 公文書管理制度の法体系

### ●公文書等の管理に関する法律

公文書等の管理に関する基本的な事項を定めたもの

### ●公文書等の管理に関する法律施行令 (内閣総理大臣決定)

公文書管理制度により委任された事項を定めたもの

### 行政文書の管理に関するガイドライン (内閣総理大臣決定)

行政文書管理制度の規定例を示し、規定の趣旨・意義や  
実務上の留意点を解説したもの

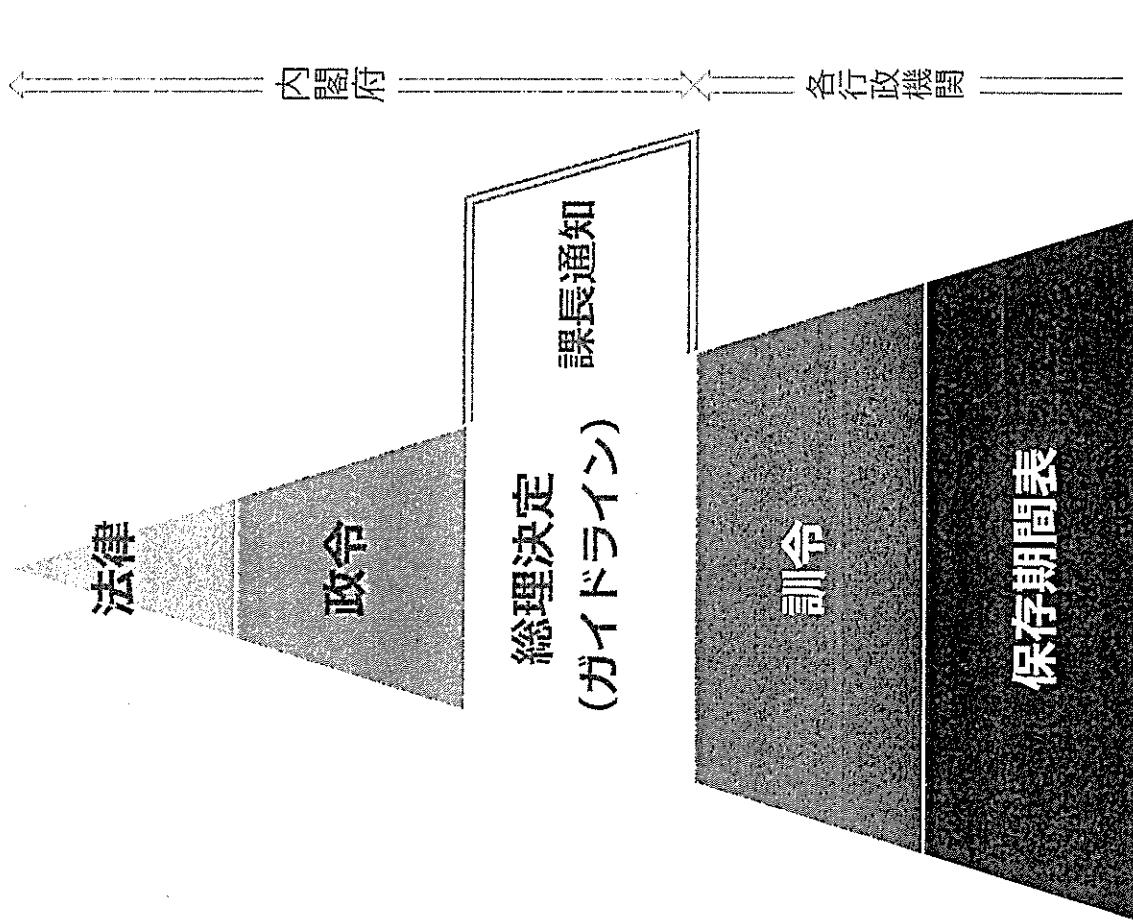
●行政文書の管理に関する公文書管理課長通知  
ガイドラインに関する細目的事項を記載しており、規則改正や  
制度運用に当たって参照するもの

### 各行政機関の行政文書管理制度規則(訓令)

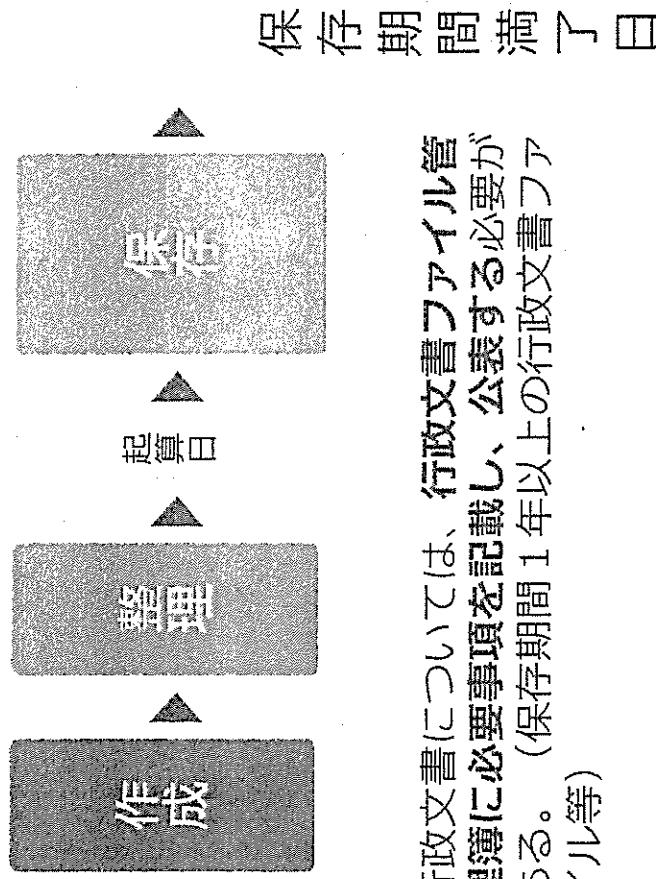
各行政機関における適正な文書管理を確保するため、当  
該行政機関の長が定めるルール。(法第10条第1項)

### ●標準文書保存期間基準(保存期間表)

規則別表第1に基づき、各文書管理者の管理する文書に  
ついて、職員が適切に保存期間の設定や文書の作成をする  
ことができるよう定めたもの



## 03 行政文書のライフサイクル



- 国立公文書館等へ移管され、適切に保管される。
- 国民への利用に供する。
- 事前に内閣総理大臣に廃棄協議を行ひ、同意を得る必要がある
- 予定していた保存期間の後も、職務上必要な場合に延長しなくてはならない場合もある。（訴訟、情報公開等）

## 進学指導重点校等の指定について

- 都教育委員会は、進路指導を中心とした様々な教育活動を組織的、計画的に展開する学校の中から、進学指導重点校、進学指導特別推進校、進学指導推進校を指定し、進学における目標の達成に資するため、教員の育成や生徒への支援を実施している。
- 現在の指定校の指定期間である5年間（平成30年度から令和4年度）が終了するため、選定基準や進学実績、進学指導の取組状況等を総合的に勘案し、指定要綱に基づき、下記のとおり次期指定校を定める。（次期指定期間：令和5年度から令和9年度まで）

○選定基準に基づく過去3か年の審査結果を踏まえるとともに各学校の取組の状況などを総合的に勘案し指定する。

### <選定基準>（現役生を対象）

#### 〔基準1〕センター（共通テスト）試験結果

- (1)5教科7科目で受検した者の在籍者に占める割合  
がおおむね6割以上

- (2)おおむね8割以上の得点水準の者の受験した者に占める割合がおおむね1割以上

#### 〔基準2〕難関国立大学等※合格者数15人

- ※東大、京大、一橋大、東工大、国公立大学医学部医学科

- 生徒の進学希望を実現するため、優れた教育活動を実践するとともに、生徒の着実な学力の伸長を図り、その結果として進学指導重点校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、各学校の取組状況等を総合的に勘案し指定する。

## 進学指導重点校

7校	(引き続き指定)
日比谷、西、国立、八王子東、 戸山、青山、立川	日比谷、西、国立、八王子東、 戸山、青山、立川

7校	(引き続き指定)
小山台、駒場、新宿、町田、 国分寺、国際、小松川	小山台、駒場、新宿、町田、 国分寺、国際、小松川

\*令和9年度までの間に、進学指導重点校の選定基準の達成が認められる場合には、追加指定を検討する。

## 進学指導特別推進校

- 生徒の進学希望を実現するため、優れた教育活動を実践するとともに、生徒の着実な学力の伸長を図り、その結果として進学指導特別推進校に次ぐ大学合格実績をあげる学校の中から、地域ニーズ、地域バランスや学校の取組状況等を総合的に勘案し指定する。

15校	
三田、豊多摩、竹早、北園、 墨田川、城東、武蔵野北、 小金井北、江北、江戸川、 調布北、日野台、多摩科学技術、 上野、昭和	三田、豊多摩、竹早、北園、 墨田川、城東、武蔵野北、 小金井北、江北、江戸川、 調布北、日野台、多摩科学技術、 上野、昭和

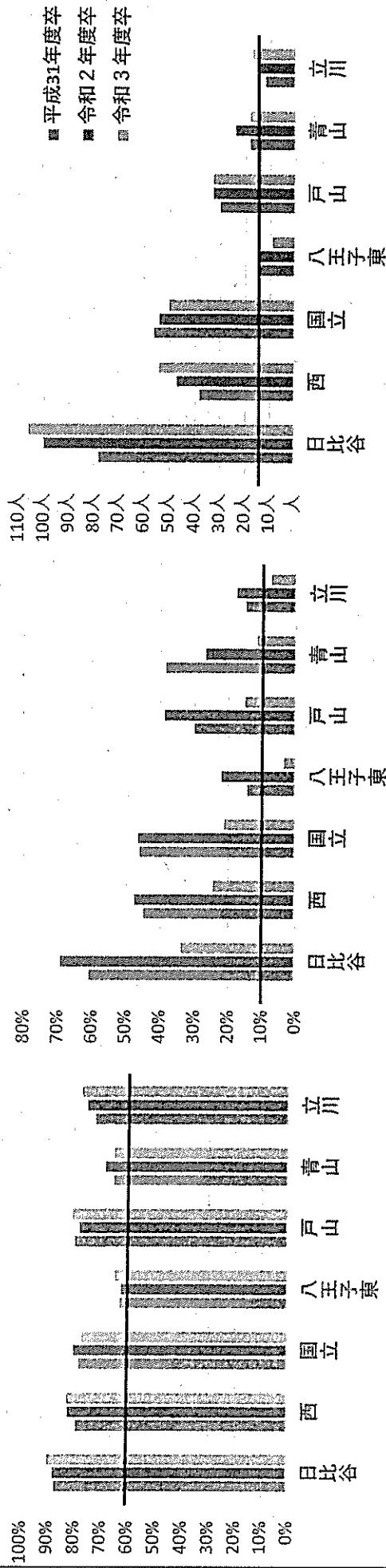
13校	
三田、豊多摩、竹早、北園、 墨田川、城東、武蔵野北、 小金井北、江北、江戸川、 調布北、日野台、多摩科学技術、 上野、昭和	三田、豊多摩、竹早、北園、 墨田川、城東、武蔵野北、 小金井北、江北、江戸川、 調布北、日野台、多摩科学技術、 上野、昭和

# 進学指導重点校における選定基準適合状況

別紙1

## 基準1(1)

(共通テスト5教科7科目受験者数の割合6割以上)



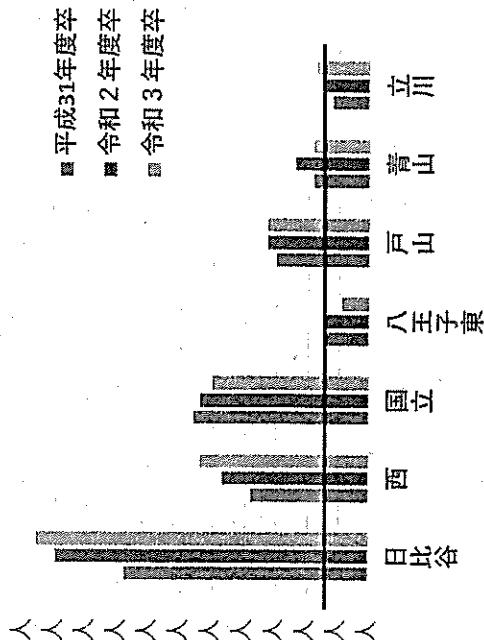
## 基準1(2)

(共通テスト得点率8割以上の占める割合1割以上)



## 基準2

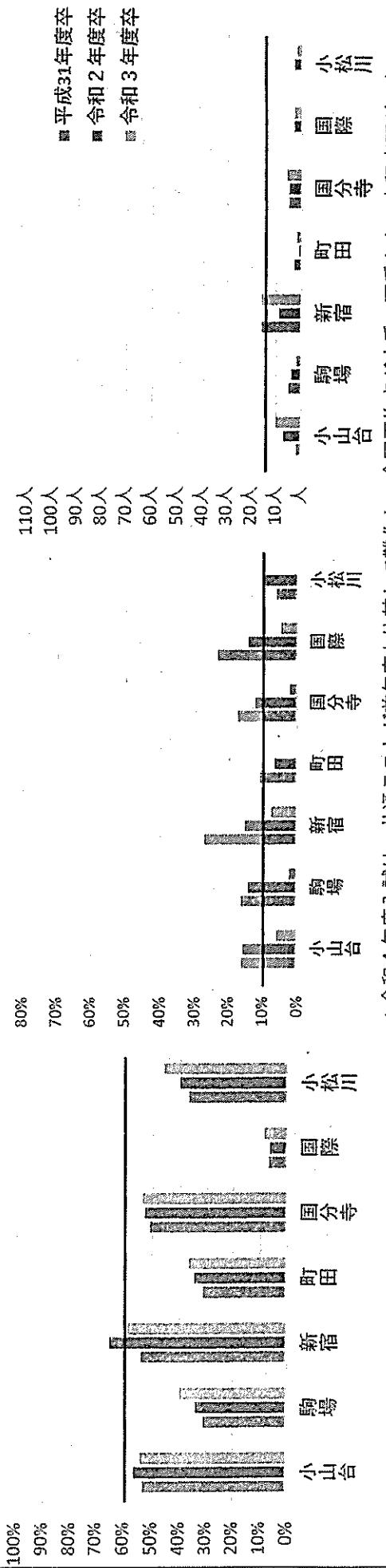
(難関国立大学等現役合格者数15人)



\*令和4年度入試は、共通テストが前年度と比較して難化し、全国平均点が文系・理系とも50点程度下がった

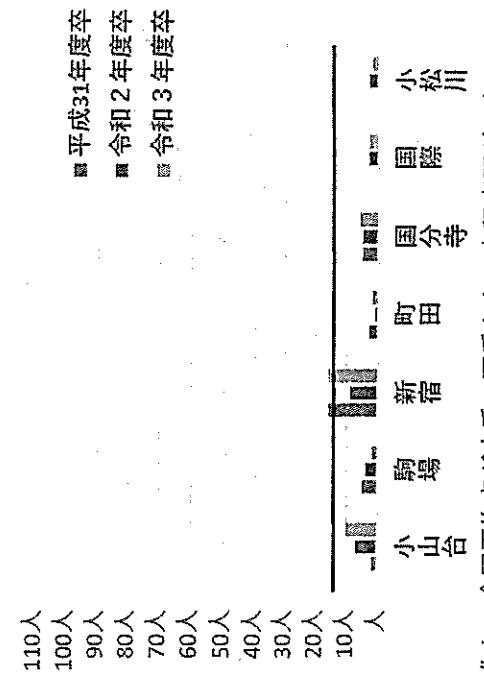
## 基準1(1)

(共通テスト5教科7科目受験者数の割合6割以上)



## 基準1(2)

(共通テスト得点率8割以上の占める割合1割以上)



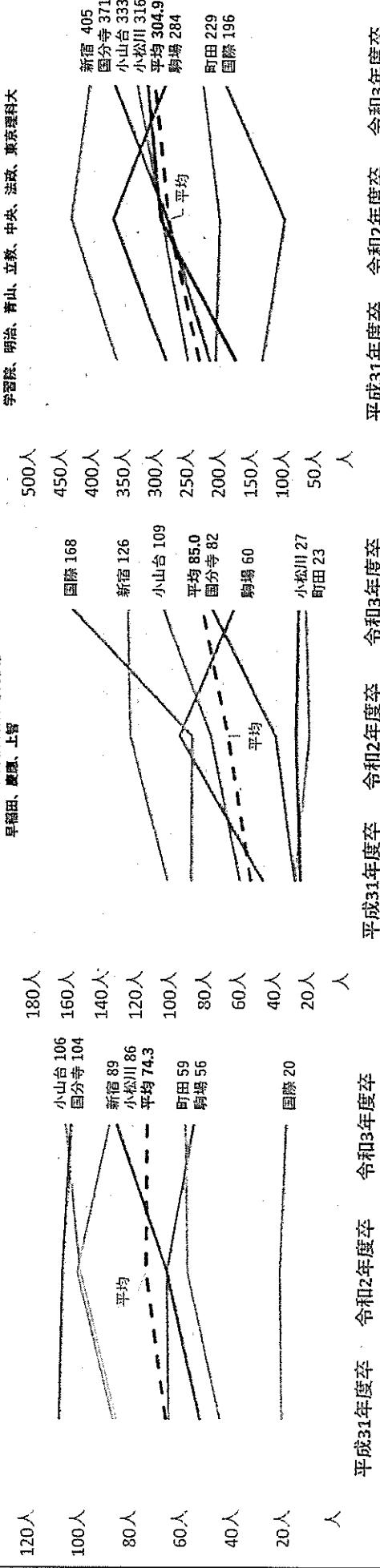
\*令和4年度入試は、共通テストが前年度と比較して難化し、全国平均点が文系・理系とも50点程度下がった

## 進学指導特別推進校

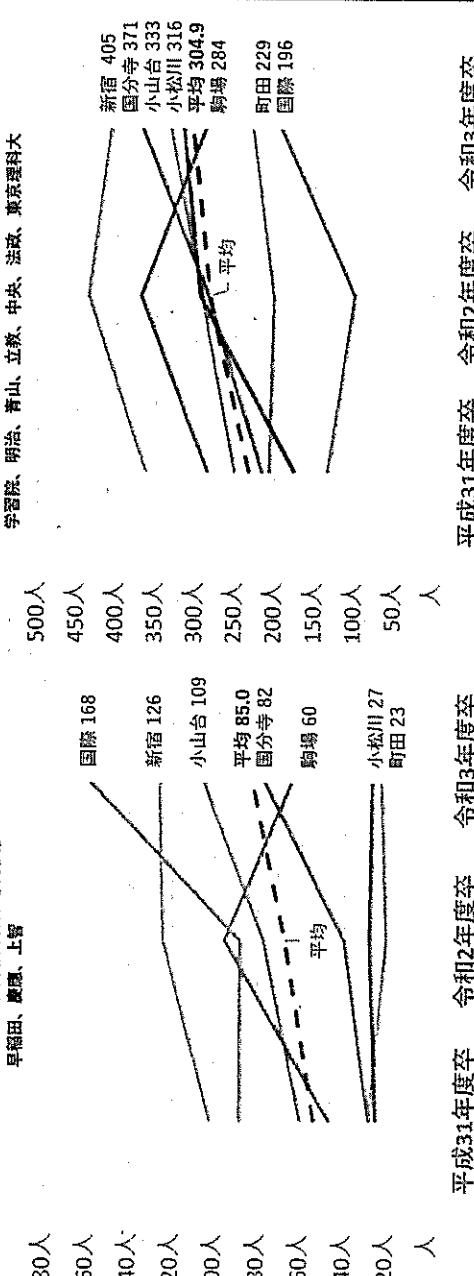
# 進学指導特別推進校における大学合格者数の状況

別紙2

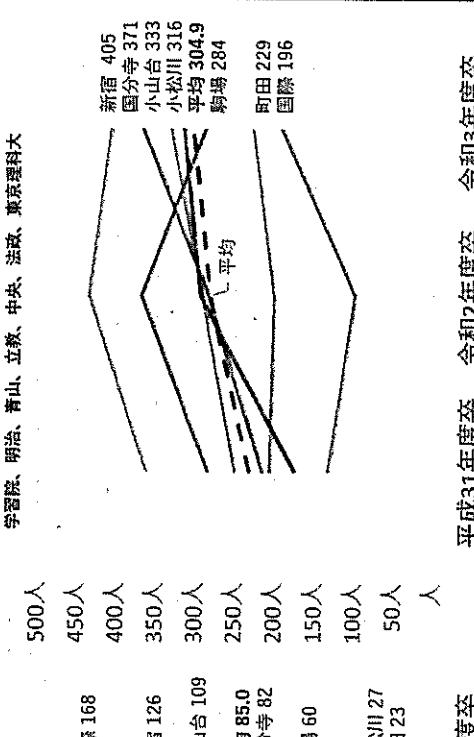
国公立大学等合格者数 [現役]



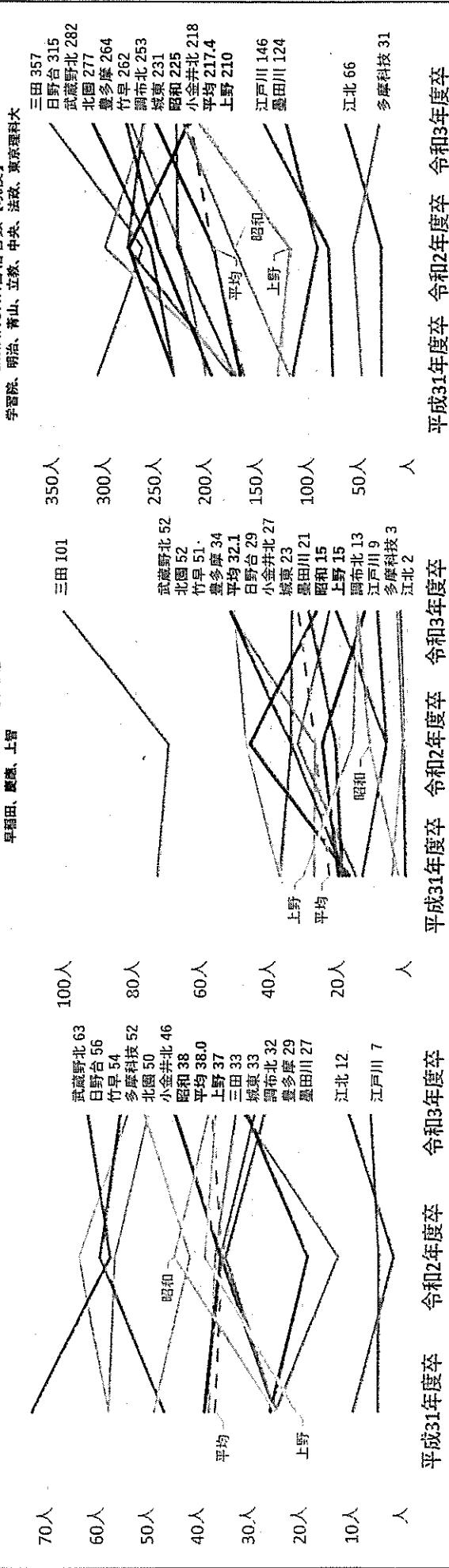
難関私立大学等合格者数 [現役]



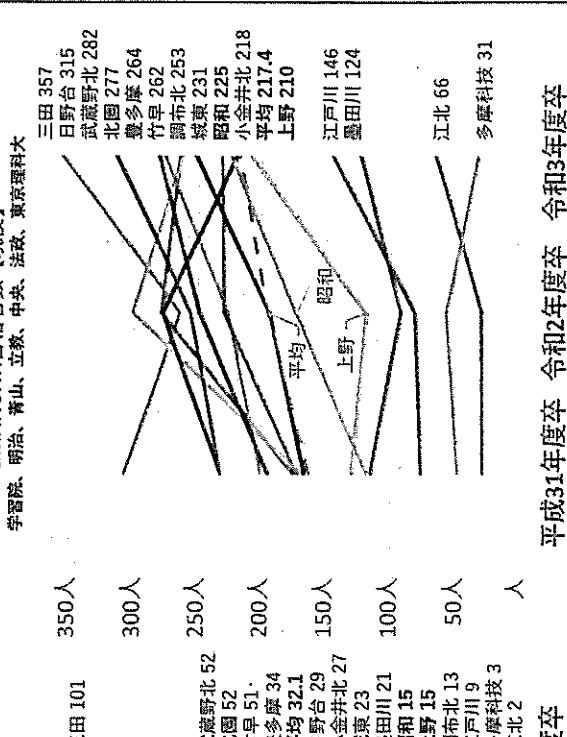
GMARCHR合格者数 [現役]



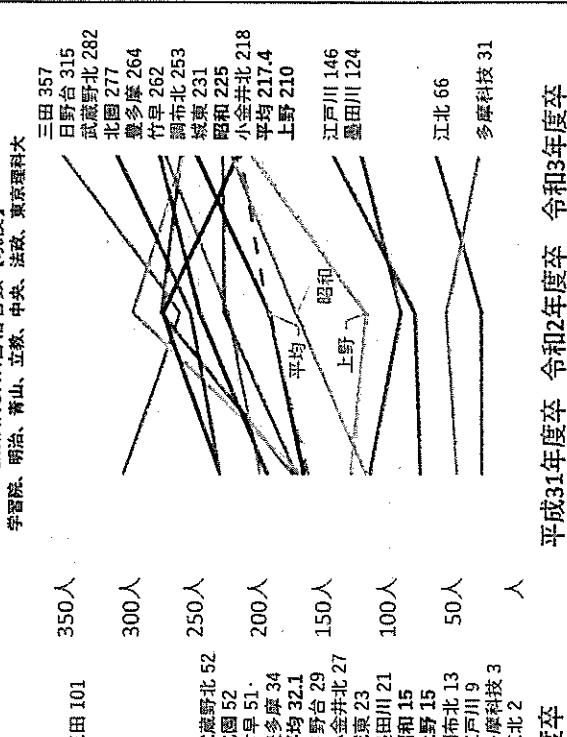
国公立大学等合格者数 [現役]



難関私立大学等合格者数 [現役]



GMARCHR合格者数 [現役]



# 文部科学省の予算事業における 取組事例について

1. 普通科改革支援事業
2. WWL(ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業
3. スーパーサイエンスハイスクール(SSH) 支援事業
4. マスター・ハイスクール(次世代地域産業人材育成刷新事業)

(その他、参考)

各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業

# 新時代に対応した高等学校改革推進事業

令和6年度要求・要望額  
(前年度予算額)

3.0億円  
2.5(億円)



文部科学省

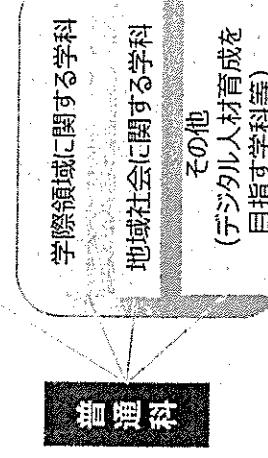
令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を推進し、探究・STEAM教育、特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に望まれるデジタル人材育成等を実現するため、令和4年度から設置が可能となった新しい普通科の設置を予定している学校の取組を推進するに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためにには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

## 事務内容

### ①普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となった新しい普通科を設置する予定の高等学校等に対し、関係機関等との連携協力体制の整備や、コーディネーターの配置などの支援を行い、新学科設置の取組を推進することで、探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学びを実現する。

普通科

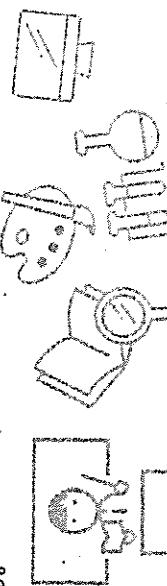


対象  
校種  
国公私立の高等学校

箇所数	①44校（継続校分を含む）	5,600千円／1校
単価	②8校（継続校分を含む）	3,600千円／1校
補助率	③1団体	20,000千円／1団体

### ②創造的教育方法実践プログラム

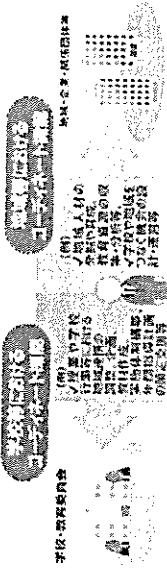
教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成、デジタル人材育成を目指し、遠隔・オンライン教育（質の高い通言教育を含む。）を活用した新たな方法による学びを実現する。(1) Society 5.0の実現に向けた最先端の技術を活用した学び、(2)自らの興味関心に応じた探究的な学びに着目し、同一設置者の学校間のみでなく、他地域における大学や研究機関、国際機関等の関係機関からの同時双方向型の授業を取り入れたカリキュラム開発を行い、新しい時代の学びを創造する。



①②学校設置者 ③民間団体等

### ③高校コーディネーター 全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等とをつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的効果的に活躍できるようになります。成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



委託 対象	①新学科の設置に必要な経費 ②新たな教育方法を用いた学びに必要な経費 ③プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費
期間 (初等中等教育局参事官(高等学校担当)付)	

# 私立幼稚園～高等学校に対する私学助成

## 私立高等学校等経常費助成費補助金

都道府県が、私立高等学校等の教育に係る経常的経費を助成する場合、国がその一部を補助（私立学校振興助成法第9条）

補助

- 都道府県が実施した私学助成の一部を補助
- ・定員内実員数に応じ配分する「一般補助」
- ・学校における取組状況に応じ配分する「特別補助」

## 地方交付税（一般財源）

各都道府県に対し普通交付税（一般財源）として交付

交付

## 都道府県

私立幼稚園～高等学校に対する私学助成の実施（自治事務）

- ・一般的な運営費補助
- ・各学校の取組に着目した補助

補助

幼稚園～高校の所轄庁である都道府県が実施

## 学校法人

（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等学校、特別支援学校）

# 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」（概要）

※Comfortable; Customized  
and Optimized Locations of  
learning

- 小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない少・中学生が4.6万人に。

⇒不登校により学びにくい子どもたちをゼロにすることを目指し、

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、**学びたいと思つた時に学べる環境を整える**
  2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
  3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする
- により、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進歩状況を管理しつつ取組を不斷に改善。

## 主な取組

1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、**学びたいと思つた時に学べる環境を整える**
  - 不登校特例校の設置促進（早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室型も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特例校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立つたものへ改称）。⇒「学びの多様化学校」に改称（令和5年8月31日）
  - 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）の設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
  - 教育支援センターの機能強化（業務委託等を通して、NPOやフリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究）
  - 多様な学びの場、居場所の確保（こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・フリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映）
  - 工ビデオ等に基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施（一人一人の児童生徒が不登校となつた要因や、学びの状況等を分析・把握）
  - 学校における働き方改革の推進 ○文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置
2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する
  - 不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。
  - 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進（健康観察にICT活用）
  - 「チーム学校」による早期支援（教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会の連携を強化）
  - 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援（相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援）
3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする
  - 学校の風土と欠席日数には関連を示すデータがあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持つて取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。
  - 学校の風土を「見える化」（風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示）
  - 学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善（子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現）
  - いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底
  - 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
  - 快適で温かみのある学校環境整備
  - 学校を、障害や国籍言語等の違いに翻わらず、共生社会を学ぶ場に

## 実効性を高める取組

## 不登校・いじめ

## 緊急対策パッケージ

### へ誰一人取り残されない学びの保障に向けてへ

- 不登校児童生徒数が、小・中学校で約30万人。そのうち学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けていない小・中学生は、約11万4千人。いずれも過去最多
- いじめ重大事態の発生件数も、923件と過去最多。

### 不登校【緊急対策】

- 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくり等のため、文部科学省において3月に策定した「COCOLOプラン」の対策を前倒し。あわせて、不登校施策に関する情報が、児童生徒や保護者に届くよう、情報発信を強化。

### 01 不登校の児童生徒全ての学びの場の確保

- 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）未設置校へ設置促進（落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置）
- 教育支援センターのICT環境整備（オンラインで自宅等から学べるように）
- 教育支援センターのアウトリーチ機能など、総合的拠点機能の強化（どこにもつながつていらない児童生徒に支援を届けるため、自治体の体制を強化）

### 02 心の小さなSOSの早期発見

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実（再掲）

### いじめ【緊急対策】

- いじめの重大事態化を防ぐための早期発見・早期支援を強化。あわせて、国による重大事態の分析を踏まえつつ、個別自治体への取組改善に向けた指導助言及び全国的な対策を強化。

### いじめの早期発見の強化

- アプリ等による「心の健康観察」の推進（困難を抱える子供の支援に向けたアプリ等や専門家の支援を活用した心や体調の変化の早期発見・早期支援）（再掲）
- 子供のSOS相談窓口を集約して周知（1人1台端末を活用）（再掲）
- より課題を抱える重点配置校へのスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実（再掲）

- 国による分析強化、個別自治体への指導助言・体制づくり
- 重大事態の国への報告を通じた実態把握：分析、ガイドライン改訂等による全国的対策の強化（こども家庭庁とも連携して、重大事態に至るケースの共通要素（いじめの背景・原因等）を分析。未然防止や重大事態への対処を図るべく、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改訂等を実施）
- 重大事態の未然防止に向けた、国の個別サポートチーム派遣による各自治体等への取組改善の実施（重大事態発生件数が多い一方、いじめの認知件数等が低い都道府県等に取組状況を調査。こども家庭庁とも連携して、国から各自治体等へ指導助言を実施）
- こども家庭庁において、地域におけるいじめ防止対策の体制構築を推進するため、首長部局からアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた取組の強化や、いじめの重大事態調査について、第三者性の確保の観点から委員の人選に関する助言等を行う「いじめ調査アドバイザー」の活用等を実施。

### 組織的対応を支える取組

- R5年度予算によるCOCOLOプランに基づく対策（学びの多様化学校設置促進や、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる支援及び医師会との連携、高校等における柔軟で質の高い学びの保障、保護者の会など保護者の会などの支援等）を継続して実施。
- 学びの多様化学校に対する教職員の優先配置等をはじめ、誰一人取り残されない学びを保障する指導・運営体制を緊急的に整備。
- 学校いじめ対策組織にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、スクールワーカー等の外部専門家を加えることで組織的に対応するとともに、安心して学べる学校づくりを推進

## 1. 仙台市の取組

令和2年度から仙台市独自に専任教諭を配置し支援を行う、在籍学級外教室「ステーション」の取組を中学校において進めている。富沢中学校においては、在籍学級外教室「ステーション」を「ステップルーム」と呼称して実施。

## 2. 「ステーション」事業について

### <目的>

学校生活への対応が困難になりつつある児童生徒に対し継続的にかかわることにより、子どもたちのコミュニケーションスキルの向上や社会的自立に向けた支援を行う。

### <位置づけ>

- ・不登校傾向が見られ、教室に入ることができない児童生徒が利用できる。
- ・専任教諭を配置し、児童生徒が通常学級において行っている諸活動と同等の活動を行うことができる。
- ・従来の「別室」とは異なり、適応支援の機能を有し児童生徒の社会性を育む。
- ・**専任教諭の役割**「ステーション」の運営、児童生徒のアセスメント、個別支援計画の作成、学習指導と支援（学習・活動の整理）、個別の家庭訪問、児童生徒や保護者との教育相談、関係機関との連携、所属学級担任との情報共有、利用手続きの整備

※不登校支援コーディネーター（公務分掌に位置づけ）としての役割も担う。

### <期待される効果>

- ・担任がいることで、児童生徒に所属意識や安心感が生まれる。
- ・小集団の中で、人間関係づくりのスキルアップや社会性を身に付けることができる。

## 3. 富沢中学校「ステップルーム」の成果と今後の課題

	不登校生徒数(出現率)	ステップルーム利用者数	関係機関利用者数
R 3	54人 (5.5%)	20	4
R 4	36人 (3.7%)	35	7

### <変容が顕著だった生徒の例>

○生徒A：(R3)63日欠席 → (R4)14日欠席  
R3は1～2時間程度登校し、読書などをして過ごしていたが、R4は多くの仲間と関わながら活動し、学校で過ごす時間が長くなった。

○生徒B：(R3)99日欠席 → (R4)1日欠席  
R3は欠席も多く、断続的な不登校であったが、R4は3教科の授業を教室で受け、ほぼ欠席せずに明るく笑顔で過ごせるようになった。

### <今後の課題>

- ・昨年度から継続利用の生徒の次のステップに向けた支援の在り方。
- ・ステップルーム利用の生徒の実態を把握し、共通理解を図ること。
- ・学習評価について共通理解を図ること。

## 朝の会（出席状況の把握）

- ・授業（学活・運動等を含む）
- ・給食指導（別室で配膳・給食）
- ・清掃指導

## 帰りの会

- ・日誌の記入

## 授業（出席状況の把握）

- ・ひまわりの会（不登校生徒の会の実施（月1回2時間））
- ・ステップルーム通信の発行

## 授業で使うプリントを毎朝担任から渡かり、ステップルームに並べ、オンライン授業でも教室と同じ内容の学習が受けられる。

- ・ステップルームが常時つない子も家庭から様子があり、登校できかない子も家庭から様子が分かる。

## 各学年1クラスの時間割を固定して1～6限までオンライン授業を行える環境をつづつしている。

## 充実した自習用の学習プリント

## 「保健体育」の授業にて、水難事故について学習中。

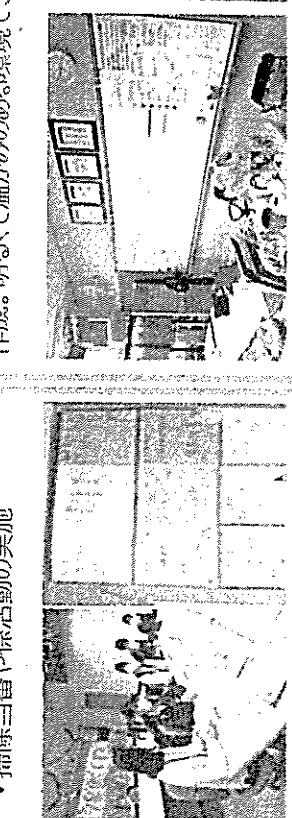
- ・全教師が週1回はステップルームで授業を行う時間割を組んでいます。

## その日の学習活動と振り返りをファイル化し、積み重ねを見える化。ステップルーム担任だけでなく、学級担任も毎日確認し、コメントを記して返却。

## ステッフシート作成し、中長期的な目標を立て、定期的に振り返りを行う。

## 学校目標、学校だよりや学年だより等を掲示し、壁面装飾を目指す。

- ・学校訪問相談員等との学習・掃除当番や係活動の実施



# 緊急防災・減災事業債について

- 近年、災害が激甚化・頻発化する中、地方団体が喫緊の課題である防災・減災、国土強靭化対策に取り組めるよう、令和5年度については、対象事業を拡充した上で、5,000億円（前年度同額）を計上。

## 1. 対象事業【地方単独事業((6)を除く)】

(1) 大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設の整備 ((※1)については、社会福祉法人・学校法人への補助金債を含む)	(下線部分が令和5年度地方財政対策での拡充部分)  (3) 浸水対策等の観点から移転が必要と位置づけられた公共施設等の移設 ○施設の大宗が津波浸水想定区域内にあり、地域防災計画上、必要な防災対策の拠点となる施設や、災害時に援護が必要となる者のための施設の移転 ○施設の大宗が洪水浸水想定区域内等にあり、地域防災計画上必要な消防署の移転  (4) 消防広域化事業等 ○広域消防運営計画又は消防署所等の再編整備計画に基づき必要となる消防署の増改築等 ○上記計画に基づき機能強化を図る消防車両等の整備 ○統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築 ○消防機関間の柔軟な連携・協力（共同化）に伴う高機能消防指令センター及び消防用車両等（はしご自動車、化学消防車等）の整備  (5) 地域防災計画上に定められた公共施設・公用施設の耐震化 ○指定避難所とされている公共施設及び公用施設 ○災害時に災害対策の拠点となる公共施設の拠点となる公共施設及び公用施設 ○不特定多数の者が利用する公共施設 ○社会福祉事業の用に供する公共施設 ○幼稚園等 〔原則として一部改築又は増改築を対象とするが、消防署については、耐震性が十分でないことから、早急に耐震化を行う必要があり全部改築することがやむを得ないと認められるものについても対象〕
(2) 大規模災害に迅速に対応するための情報網の構築 ○消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新 ○防災行政無線のデジタル化・防災情報の確実な伝達のための機能強化 ○全国瞬時警報システム（Jアラート）に係る情報伝達手段の多重化 ○防災情報システム等、大規模災害時の情報伝達のために必要な通信施設 ○都道府県と管内全市町村とを結ぶ一體的な衛星通信システムの整備等 ○災害時オペレーションシステム	(6) 特定地域の振興や生活環境の整備を目的とした国庫補助金（※2）の交付を受けて実施する(1)～(5)の事業 (※2) 防衛施設周辺の生活環境の整備に係る補助金、離島活性化交付金及び奄美群島振興交付金
2. 財政措置	(1) 地方債の充当率 100% (2) 交付税措置 元利償還金について、その70%を基準財政需要額に算入
3. 事業年度 令和3年度～令和7年度	4. 事業費 5,000億円（令和5年度）

# 緊急防災・減災事業

①

## 和歌山県那智勝浦町(人口1.5万人)「湊地区津波避難タワー整備事業」

### 事業の概要

- ・ 湊地区（最大3メートルの浸水が想定）の住民が避難するための施設整備
- ・ 那智勝浦町地域防災計画（平成27年度改訂）に位置付け
- ・ 平成26年10月に和歌山県より巨大地震等に対する対策案が発表され、町内の海岸部分の多くが津波避難困難地域に指定されており、まずは発生確率の高い三連動地震での津波避難困難地域の解消を10年間で完了させることを目標に対策を進めている。

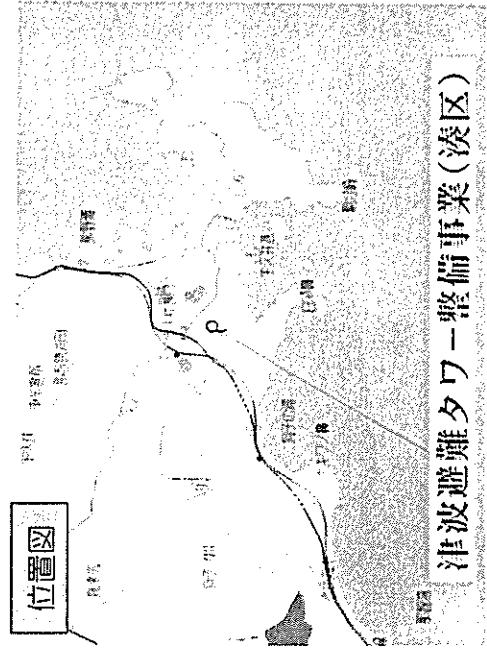
### 整備の必要性・効果

- ・ 湊地区の沿岸部は、巨大地震発生の際には最大約3.0mの津波が予想され、津波避難困難地域となる。
- ・ 周囲には高台はあるものの、津波到達時間が早いため（巨大地震で約8分）、住民の避難が困難になることも想定されることから、津波避難タワーを建設することにより、住民の安全・安心を確保。
- ・ 津波避難タワーの整備にあたっては、三連動地震による津波避難困難地域を優先し、構造については巨大地震を基準とした仕様としている。

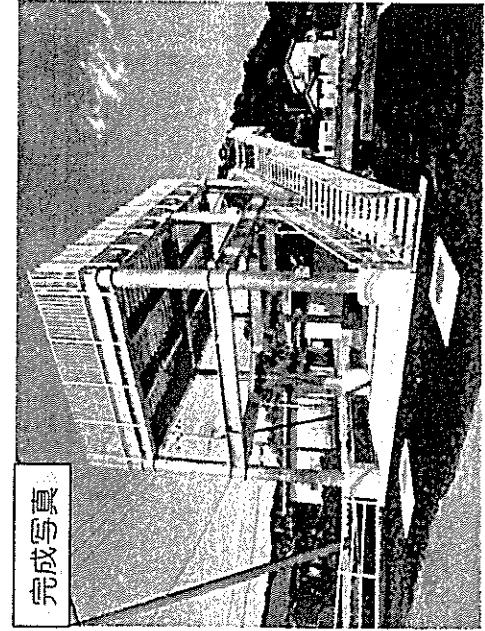
### 施設の概要

- 総事業費 : 0.5億円  
うち緊防債 : 0.5億円  
高さ : 7m、延床面積 : 54.0m<sup>2</sup>、RC構造  
その他 : 100名収容可能  
防災物資収納BOX×3基設置  
ソーラー照明灯内蔵非常用コンセント

### 位置図



### 完成写真



津波避難タワー整備事業(湊区)

# 緊急防災・減災事業

(2)

## 三重県龜山市(人口4.9万人)「指定避難所空調設備整備事業」

### 事業の概要

#### ・体育館（指定避難所）の空調整備

#### ・龜山市地域防災計画（H30年度改訂）に位置付け

### 整備の必要性・効果

・指定避難所である西野公園体育館アリーナ等に空調設備を整備することにより、東南海・南海トラフ地震等による大規模地震災害の発生時に備え、避難者の良好な生活環境の確保を図った。

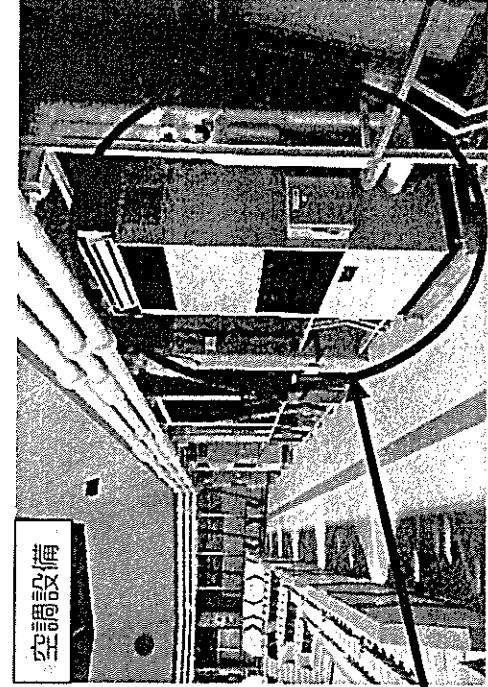
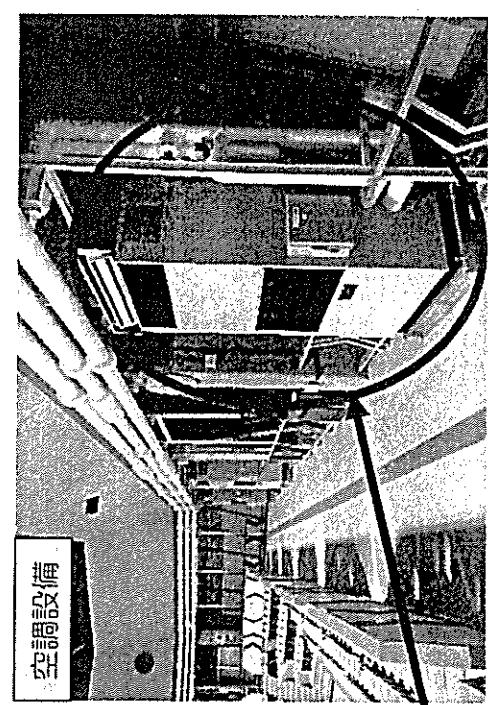
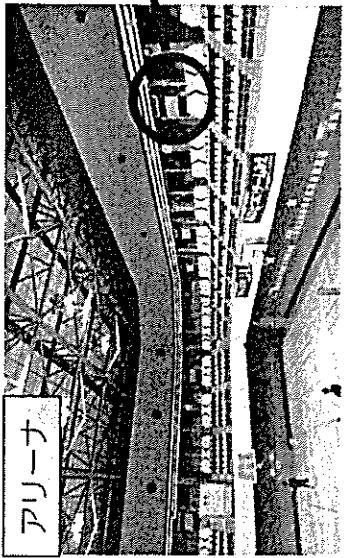
### 施設の概要

- ・総事業費：1.2億円
- ・うち緊防債：1.2億円
- ・面積：体育館 4,010m<sup>2</sup>、アリーナ1,312m<sup>2</sup>
- ・発災時、本体育館には最大約300名の避難者が見込まれる。

体育館外観



アリーナ



# 緊急防災・減災事業

(3)

## 和歌山県有田市(人口2.9万人)「指定避難所ロック扉改修事業」

### 事業の概要

- ・市の地域防災計画と整合を図りつつ、指定避難所である保育所（計4か所）に設置されている危険ロック扉を撤去し、メッシュフェンスを設置することで、機能強化を図る。

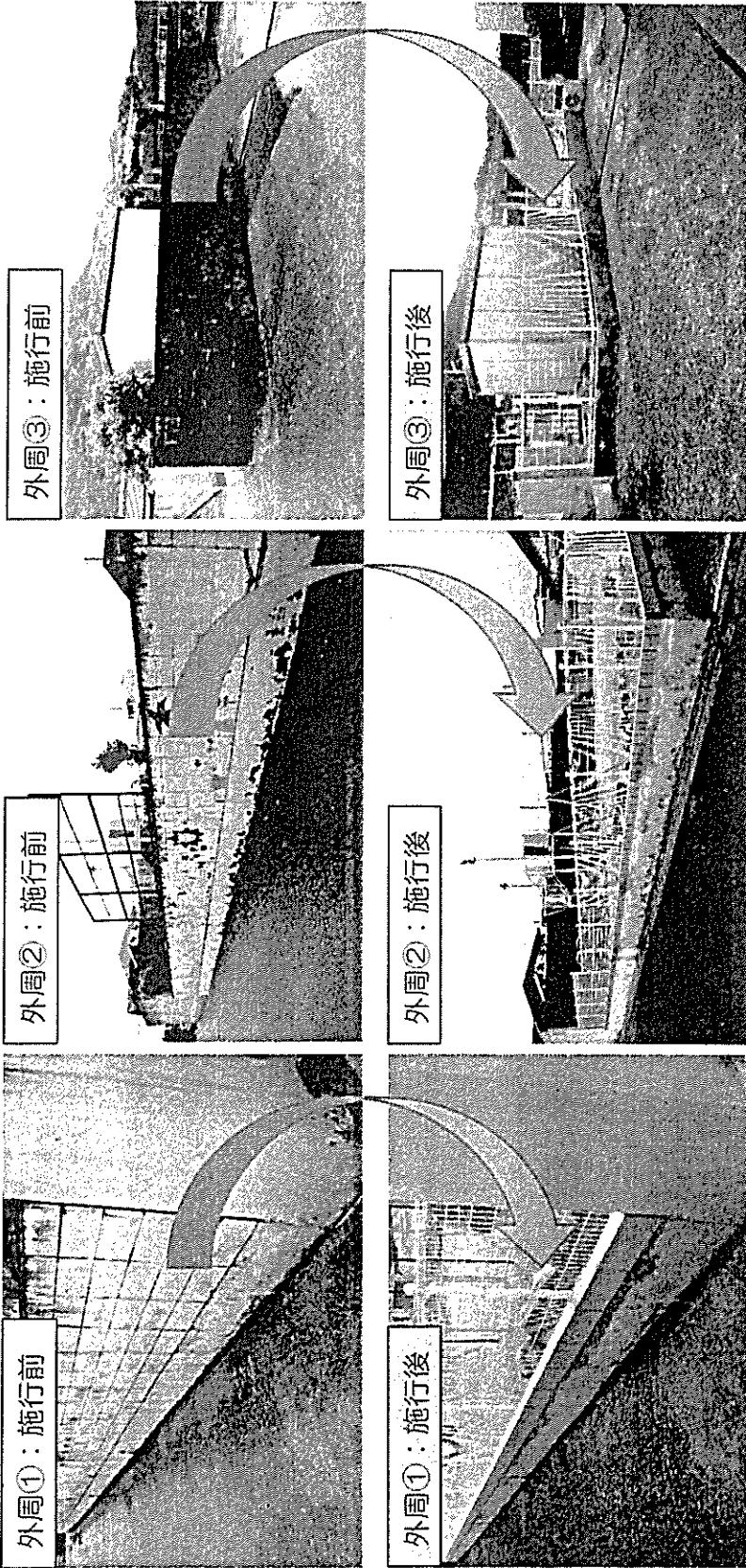
### 整備の必要性・効果

- ・災害時に近隣住民が多く避難する施設となるため、ロック扉を改修し、避難者の安全確保を図った。

### 整備の概要

- ・総事業費：9.1百万円  
(4か所分)
- ・うち緊防債：9.1百万円  
(4か所分)
- ・最大2m程度の高さがあつたロック扉を、高さを低くしてメッシュフェンスに改修。

- ・各避難所には100名～300名の避難者が想定されることから、避難者滞留スペースの安全確保を図るために改修したもの。



# 緊急防災・減災事業 ④

## 高知県黒潮町(人口1.1万人)「備蓄倉庫設置事業(H30～R元年度計16か所)」

### 事業の概要

- ・災害時ににおける防災拠点の安全化を図り、防災・減災・防災倉庫を整備して備蓄を進める。
- ・黒潮町地域防災計画(H27.3策定)に位置付け。

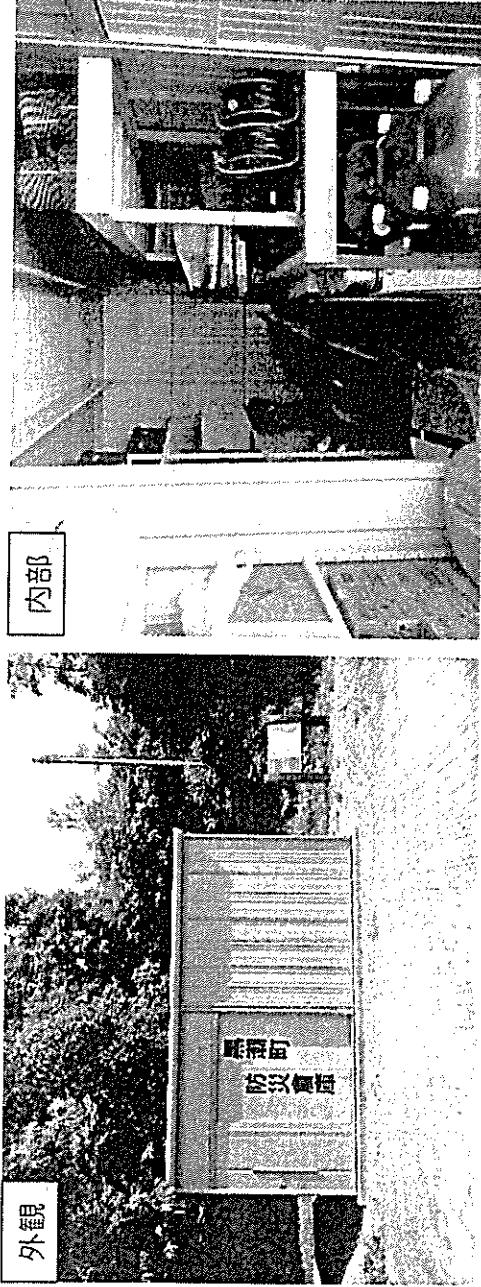
### 整備の必要性・効果

- ・黒潮町は、南海トラフ巨大地震の被害想定で津波高が最大34メートルとなっている。
- ・津波災害時には各地域が孤立することが予想されるため、それだけで独立して活動できる体制を構築する必要がある。

- ・被害想定に基づいて避難場所の見直しや協議を住民とを行い、整備箇所を決定。

### 施設の概要

- ・総事業費：0.2億円
- ・うち緊防債：0.2億円
- ・規格：間口4.4m、奥行2.3m、高さ2.6m
- ・計16か所の津波避難場所に備蓄倉庫を設置
- ・倉庫内には、炊き出し用資機材や担架、簡易トイレ、発電機、災害用テント等を備蓄



# 緊急防災・減災事業

⑤

## 北海道幌町(人口0.6万人)「避難所用Wi-Fi整備事業」

### 事業の概要

- ・町内最大の指定避難所である総合研修センターに固定回線をベースとする公衆Wi-Fiを整備し、災害時に連絡・情報収集が可能な環境を強化するもの。
- ・町の地域防災計画(H30.8改訂)に位置付け。

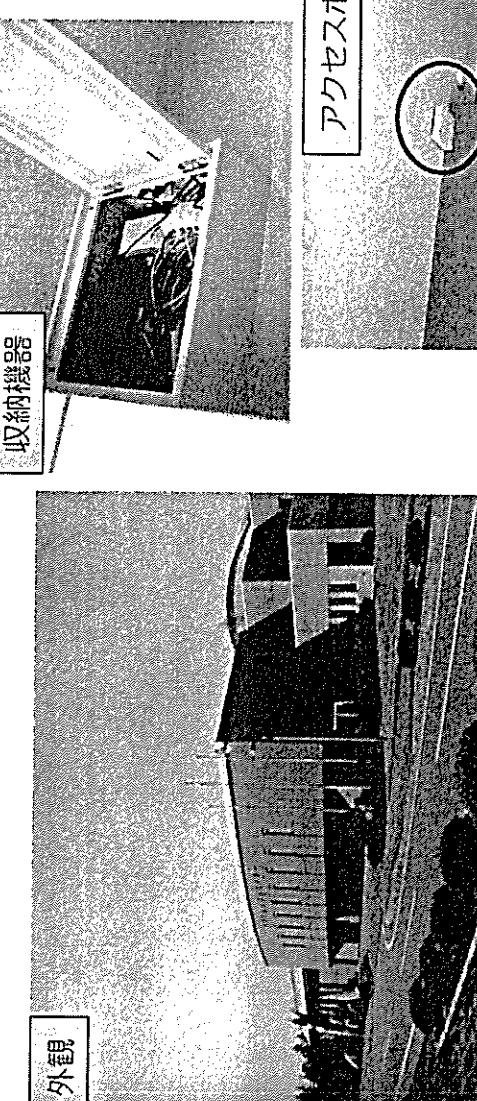
### 整備の必要性・効果

- ・携帯電話のインフラ網が整備され、スマートフォンやタブレット端末が活用されるなど、避難者が利用不能な状態が発生する恐れがあることから、多数同時使用が可能なWi-Fiを整備。

- ・とりわけ大規模な災害発生時には、携帯電話回線の混雑によるトラブルなど、災害発生時の通信手段の確保が課題となっていた。

- ・とりわけ大規模な災害発生時には、携帯電話回線の混雑によるトラブルなど、災害発生時の通信手段の確保が課題となっていた。

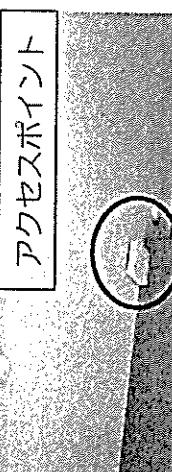
### 外観



収納機器



アクセスポイント



- ・総事業費：1.7百万円
- ・うち緊防債：1.7百万円
- ・Wi-Fi設置か所数：収納機器1か所、アクセスポイント4か所。アクセスポイントには、合計で最大200台の端末が同時接続可能。
- ・指定避難所は最大4,000名収容可能。総合研修センターは、体育館、武道館、ホール、和室、会議室を備えた複合施設。

### 施設の概要

# 緊急防災・減災事業

⑥

## 和歌山県有田市(人口2.8万人)「庁舎電源設備等移設事業」

### 事業の概要

- ・ 有田市役所の自家発電・受電設備が浸水区域にあるため、電源嵩上げのための3階建て管理棟を整備し、自家発電・受電設備を移設する。

### 整備の必要性・効果

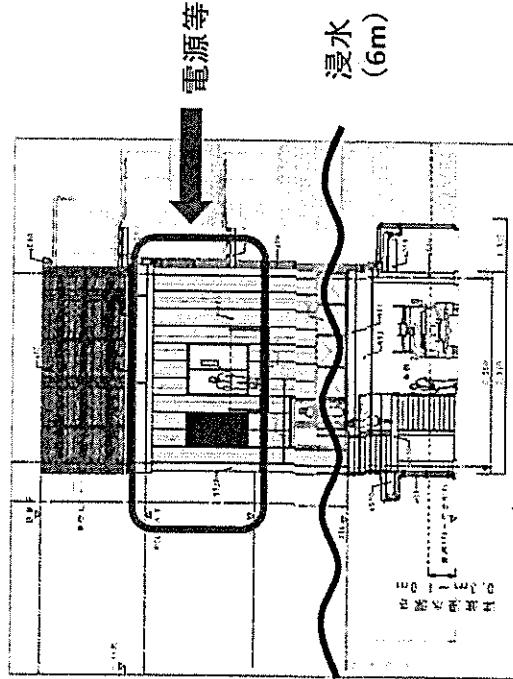
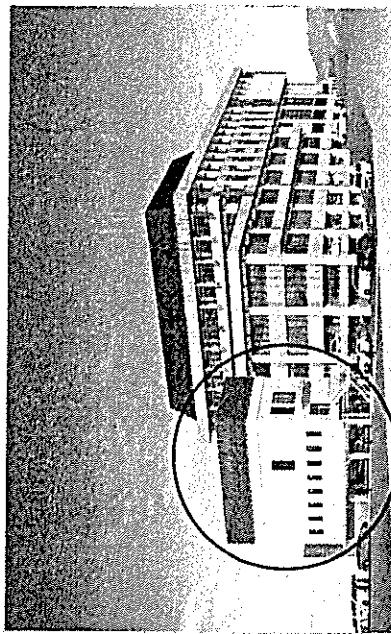
- ・ 有田市役所は洪水時、最大6m程度の浸水が予想されており、現在の自家発電設備・受電設備の位置では浸水の危険性が高い。
- ・ 災害対策本部が設置されるなど災害時の拠点となる有田市役所の電源を確保することで、大規模災害時ににおける役場の機能を強化する。

### 施設の概要

市役所北側のスペースを活用し、電源嵩上げのための管理棟を整備。3階部分に電源設備等を移設する。

- ・ 事業費：2.6億円
- ・ うち緊防債：2.6億円
- ・ 事業年度：令和2年度

### 完成イメージ



# 緊急防災・減災事業

7

## 愛媛県今治市(人口15万人)「消防ドローン(無人航空機)等整備事業」

### 事業の概要

- ・大規模災害時等における情報収集のための消防ドローン整備（2機）

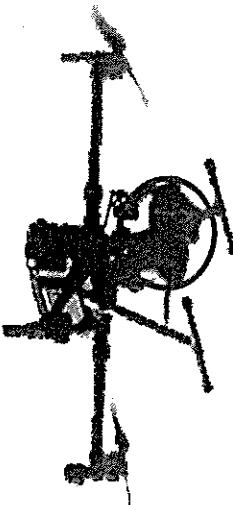
### 整備の必要性・効果

- ・市内中心市街地を管轄する消防の拠点となる中央消防署と、島しょ部の中心で消防の拠点となる北消防署に配備
- ・大規模災害発生時ににおいて、被害状況を広範囲に、かつ俯瞰的に収集することを容易にするとともに、火災等の災害時においても、消防職員が立ち入ることが困難な地域や現場の情報を早期に収集し、迅速・的確な人命救助につなげる。

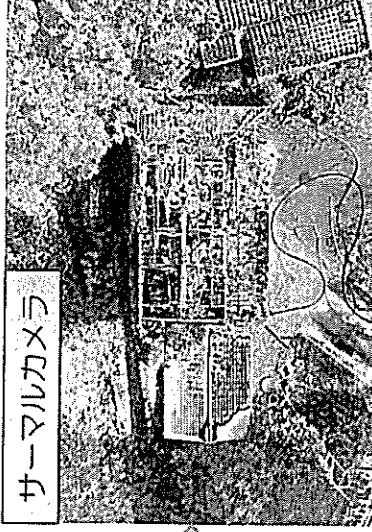
### 設備の概要

- ・総事業費：8,2百万円
- ・うち緊防債：8,2百万円
- ・ドローン2機(DJI Matrice300RTK)
- ・ズームカメラ、広角カメラ、サーマルカメラ
- ・レーザー距離計
- ・スピーカー
- ・測量用ソフトウェア及び地図画像作成システム

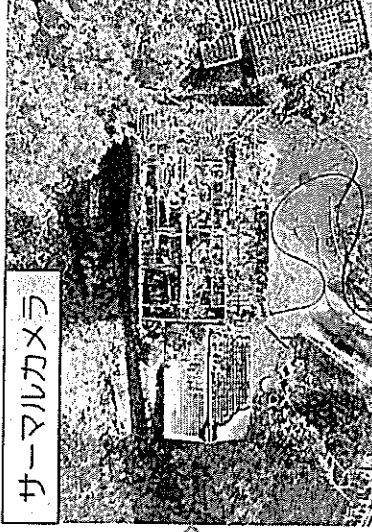
消防ドローン



サーマルカメラ



ズームカメラ



温度を可視化するカメラ(サーマルカメラ)で、火災現場や要救助者の様子を確認可能。

## 2019年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題番号 14

事業名：市町村の体制強化に関する研究調査  
(市町村支援児童福祉司、要対協、児童相談所と  
市町村の通告後の連携方策)

## 調査研究報告書

### 受託者

国立研究開発法人産業技術総合研究所人工知能研究センター  
高岡昂太（受託代表者）・橋本笑穂・坂本次郎・北條大樹・鈴木聰  
坂上佐知子・山本直美・先光毅士・佐藤瑛洋・古川結唯

### 検討委員

社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所

山本恒雄

昭和女子大学

永野 咲

日本大学（危機管理学部）

鈴木 秀洋

東京医科歯科大学

伊角 彩

国立がん研究センター 特任研究員

安藤 絵美子

オクラホマ大学児童虐待センター  
山岡 裕衣

中野区子ども家庭支援センター  
田中 淳一

神奈川県子ども家庭課  
稻葉 史恵

神奈川県中央児童相談所  
佐藤 和宏

東京都児童相談センター事業課  
大友 桂子

大阪府吹田子ども家庭センター  
福田 澄

川崎市こども未来局児童家庭支援・虐待対策室北部児童相談所  
出路 幸夫

千葉県市川児童相談所  
渡邊 直

横手市役所市民福祉部子育て支援課  
大沼 吹雪

奈良市子ども未来部子育て相談課  
東浦 一郎

山口県健康福祉部こども・子育て応援局こども家庭課児童環境班  
多田 基哉

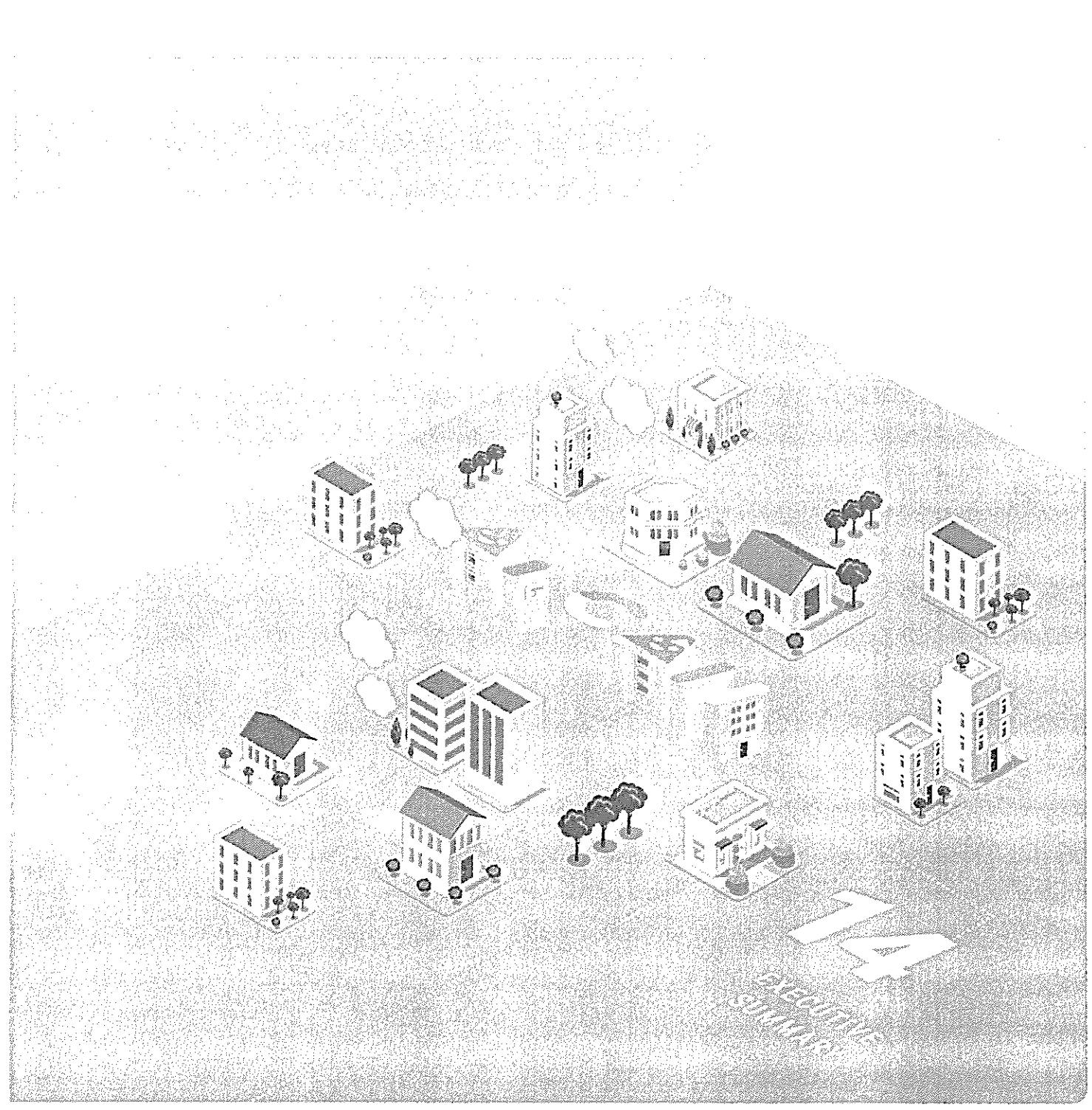
大阪市こども青少年局子育て支援部こども家庭課  
柏木 隆子

(発行元情報)

国立研究開発法人産業技術総合研究所人工知能研究センター  
〒135-0064 東京都江東区青海 2・4・7  
産業技術総合研究所臨海副都心センター別館 (バイオ・IT 棟)  
高岡昂太 (研究班代表者)

## 目次

1. 総合要約 .....	4
2. 背景と目的 .....	7
3. 調査の構成と内容 .....	9
4. 調査結果 .....	11
4.1 自治体の基本情報 .....	11
4.2 協働のための仕組みの整備状況 .....	13
4.3 協働実態 .....	18
4.4 自治体タイプ分類 .....	29
5. 考察 .....	41
6. ツール1 「児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働好事例集」 .....	50
7. ツール2 「児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）」 .....	58
8. ツール3 「市町村支援担当児童福祉司の役割と働き方ガイドライン（案）」 .....	71
9. 総合考察 .....	78
10. 引用文献 .....	84
11. 補足資料1 「調査設問票」 .....	85
12. 補足資料2 「要保護児童対策地域協議会の効果的な運営の方策について」 .....	106

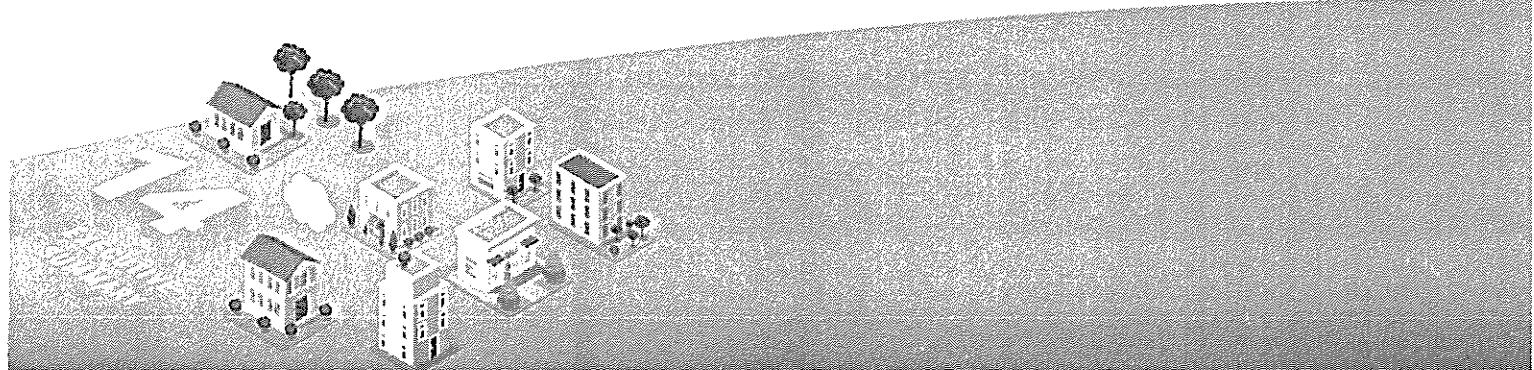


## 報告書サマリー

# 2019年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

市町村の体制強化に関する研究調査 調査研究課題番号 14

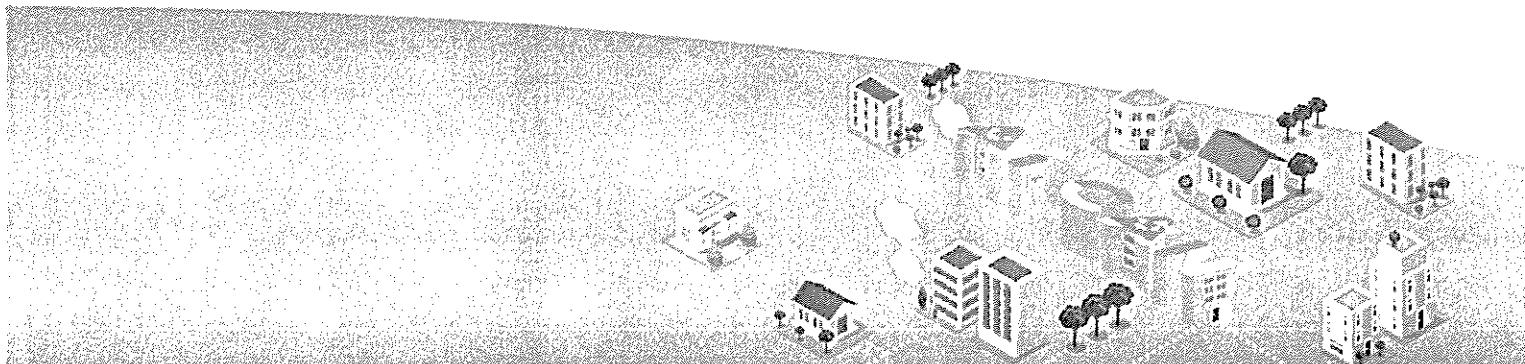
「市町村支援児童福祉司、要対協、児童相談所と市町村の通告後の連携方策」



# CONTENTS

## 目次

1.はじめに	P 3
2.総合要約	P 5
3.調査の構成と内容	P 7
4.調査結果	P 8
5.考察	P 27
ツール1 児童虐待対応における児童相談所と市区町村の協働好事例集	P 34
ツール2 児童相談所と市区町村間における役割分担ガイドライン策定の手引き（案）	P 42
ツール3 市町村支援担当児童福祉司の役割と働き方ガイドライン（案）	P 54



令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

課題番号33(一次公募): 母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの在り方に  
関する調査研究

## 調査事業報告書

### 【副題】

- (a) 母子保健活動で利用されている問診票等を参照したアセスメント候補項目リストの作成
- (b) 全国調査によるアセスメント候補項目の予備的評価
- (c) 特に支援・介入が必要な、子ども・家庭・妊産婦を把握するためのアセスメントツール構成案の構成

### <Title>

Assessing the social risks to prevent child maltreatment in maternal and child health service

### <Project>

Research Project in the fiscal year 2021 to Promote Support for Children and Child-Raising

### <Authors>

Takaoka, K., Sakamoto, J., Furukawa, Y., Shiina, K., Ogata, M., Endo, Y., Yamamoto, N., Yanagi, Y., & Sakagami, S.

### <Affiliation>

National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (AIST)

### <Publication>

Date: 2021-03-31

URL: <https://staff.aist.go.jp/kota.takaoka/>

### 【事業主体】

国立研究開発法人 産業技術総合研究所

(2022年3月31日)



妊娠届出時・新生児訪問・乳幼児健康診査等の母子保健活動で利用可能な  
特に支援を必要とする子ども・家庭・妊産婦の  
的確な把握を目指すアセスメントツール（試行版）

構成ガイドと構成例

令和3年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 課題番号 33(一次公募)

母子保健における現意対応予防等のためのリスクアセスメントの在り方に関する調査研究  
最終事業ナマリ－と実績成果物

### ● 本資料を閲覧・利活用するにあたって

本資料は、令和3年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの在り方に関する調査研究」（以下、本事業）にて作成された、全国の母子保健活動を行う行政組織と支援者に向けた資料です。事業の概要と主要な結果に加え、成果物の一つである「アセスメントツールの構成案」が掲載されています。本事業では、従来の母子保健活動の主眼であった「医学・保健的リスク」ではなく、子育て上の困難や児童虐待の発生など、「社会的リスク」と呼ばれる対象のみを扱っていることをご理解ください。

妊娠や出産、子育ては、その全てで、必ず誰かの継続的な手助けを必要とするものです。本資料には、「周囲に手助けを求めることが難しい場合を含めて、特に外部からの積極的なサポートが必要であると思われる妊産婦、子ども、家庭を的確に把握し、必要な支援等につなげる」ことを目的としたアセスメントツールの構成案が掲載されています。「構成案」と銘打つ通り、完成版ではなく、今後の継続した研究と洗練を必要としている素案の段階にあります。各種の限界や今後の検討課題についてご理解の上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

本資料に掲載されているアセスメントツールの構成案等に示された項目は、「客観的視点から捉えた場合の子どもや妊産婦、家庭が抱えるニーズ」であって、それらを十分に満たすことが叶わない場合に、「養育上の不調や困難等が発生するリスクが生じる」と捉えられるものが中心となっています。よって、掲載された各種の項目は、第一義的に、「母子保健活動に従事する関係者を中心的な利用者と想定し、リスクのある状況を生じさせないために、どのようなポイントに対するケア等を必要としているか」を早期段階から検討するための観点であって、決して「保護者や家庭を何らかの形でラベルづけする」ことを促したり、「児童虐待の発生を疑う」ことを強調するためのものではありません。「子どもの健やかな出生と成長の実現、そしてその前提・基盤たる妊産婦を含めた保護者と家庭の尊重」という原理に立脚し、支援関係者、メディア関係者、妊娠期や子育て期にある一般家庭等を問わず、資料を閲覧・利用される全ての方々に、情報の適切な解釈と取り扱いをお願い申し上げます。

本資料に掲載されているアセスメントツールの構成案の主要な留意事項は次の3つとなっています。

- (1) アセスメント全体の枠組みにおける「初期段階の情報収集と評価」を補助するものであること
- (2) 妊産婦や子ども、家庭の「主観的なニーズ」や「ストレングス」を捉える枠組みが未整備であること
- (3) 実務上での利活用を想定した利便性の評価や、運用上の課題整理が未検討であること

その他、個別の留意事項は、各章の中に個別に掲載しています。資料を閲覧・利用する際に、必ずご一読ください。

### ● 報道にあたっての原則（参照例）

Ethical Guidelines for Journalists, Prepared by the United Nations Communications Group (UNCG), Afghanistan  
[https://www.unicef.org/afghanistan/media/2136/file/afg-publication\\_UN%20Ethical%20Guidelines%20for%20Journalists%20-%20English.pdf%20.pdf](https://www.unicef.org/afghanistan/media/2136/file/afg-publication_UN%20Ethical%20Guidelines%20for%20Journalists%20-%20English.pdf%20.pdf)

Guidelines for journalists reporting on children (UNICEF)  
<https://www.unicef.org/eca/media/ethical-guidelines>

# 目次

## CONTENTS

はじめに 本資料をご覧になるみなさまへ ..... P1

**概論編** 第 1 章 事業の目的と背景 ..... P3

第 2 章 未然予防・早期発見の対象 ..... P5

第 3 章 本事業の主要な調査結果 ..... P9

第 4 章 アセスメント情報の蓄積と活用について ..... P15

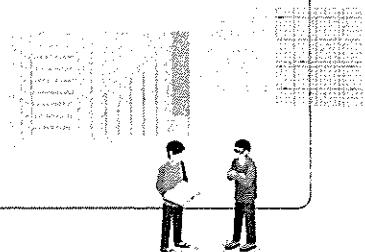
**ツール構成編** 第 5 章 ツールの構成ガイド：考え方と評価事項 ..... P17

第 6 章 「妊娠期（新生児）のアセスメントツール」構成案 ..... P21

第 7 章 「乳幼児期のアセスメントツール」構成案 ..... P23

第 8 章 補足資料（アセスメント項目情報リスト）について ..... P33

おわりに 調査・研究の限界、今後に向けて ..... P45



## 資料 2

### 候補成分のスイッチ OTC 化に関する検討会議結果（案）

#### 1. 候補成分の情報

成分名（一般名）	レボノルゲストレル
効能・効果	緊急避妊

#### 2. 検討会議結果（案）

※ 太字記載については、「スイッチ OTC 化のニーズ等」においては必要性が高いという意見が、「スイッチ OTC 化する上での課題点等」においては重要性が高いという意見が、「課題点等に対する対応策、考え方、意見等」においては賛成意見が、各々多かったもの。

スイッチ OTC 化のニーズ等
○ 予期せぬ妊娠を防ぎたいという願いはリプロダクティブ・ヘルス・ライツの問題であり、女性にとっての権利、自己決定権、あるいは基本的人権に関わる問題である。
○ 以前に緊急避妊薬のスイッチ OTC 化が本会議で否となった後、5 年間の社会的背景の変化として、女性活躍男女共同参画の重点方針 2021 年が示されたことや、薬剤師会等による薬剤師の緊急避妊薬等の研修が実施されている。
○ 緊急避妊薬のスイッチ OTC 化は女性の社会における生き方を変える大きな起点になるのではないか。
○ コンドームだけでは女性は守れない。自分たちが主体的にきちんと性をコントロールできるというのが女性の意思であることを理解してほしい。
○ 強制性交の問題はあるが、それとは別の状況において、緊急避妊薬で対処したいという方々も多い。
○ 「緊急避妊薬は性犯罪や性暴力の被害者が使う薬」とは誤った認識。DV などはごく一部であり、たとえ良好な性関係であっても望まないタイミングでの妊娠を回避したい女性が多くいて、ここにも緊急避妊薬の大きなニーズがある（パブリックコメントで提出された意見）。
○ 土日の処方を行っている医療機関には救急や産科を扱っている施設が多いと考えられるが、例えば総合病院以外に産婦人科がない地域では、医療機関にとって週末、夜間に緊急避妊薬を処方することは大変負担であり、その意味では OTC 化は、アクセスを上げるという意味では非常にいい方法ではないかと思う。
○ 本成分に限らず、医薬品アクセスの改善は常に必要であり、特に緊急避妊薬については、その対応は急務であると考える。

スイッチ OTC 化する上での課題点等	課題点等に対する対応策、考え方、意見等
【①薬剤の特性】 (特になし)	
【②疾患の特性】 (特になし)	

GRPHR phamacy DRyot

# 緊急避妊薬OTC化 について望むこと



緊急避妊薬OTC化にあたり国に目指してほしいこと（到達目標）

01

女性の主体性や自己決定が尊重されたルール構築

合理的理由のない「販売時の面前服用」「服用後の婦人科受診勧奨の必須化」「性暴力被害者への一律の相談勧奨」など女性の意思や選ぶ権利を無視したルールは採用しないでください。

02

様々な背景をもつ女性へ必要な情報が届く機会となる

まずは対面販売を活かし、緊急避妊薬の購入がSafer sexや各種相談窓口相談などの情報へのアクセスの機会となることを望みます。

03

薬剤師が適切に販売対応できる体制の構築

薬剤師から対応について不安の声が聞かれています。販売者(薬剤師)も安心できる販売体制構築が使用者の安心にもつながると考えます。

GRPHR phamacy DRyot

## (仮称)市民体育館建設事業 概要

### 1 経 緯

太田市運動公園市民体育館は、昭和56年5月に東毛地区随一の規模を誇る屋内スポーツ施設として整備され、以来、各種スポーツ団体が主催する競技大会などに利用され、多くの市民に親しまれてきた。

しかしながら、竣工以来39年が経過し、老朽化に伴う雨漏りや設備配管等の不具合が発生するなど施設運用上支障がある状況であった。また、令和元年東日本台風(台風19号)では、代替避難所として活用されたが、雨漏り等により避難所対応に課題を残した。

こうしたことから、市民体育館の建替えを実施し、避難所拠点として備蓄品等を充実させることで、近年増加する大規模災害にも対応できる施設として安全で安心なまちづくりの推進に寄与するとともに、さらには、スポーツを通じた経済活性化や地域活性化を実現する基盤として市域に効果を発現させ、市民にとって愛着のある地域のシンボルになる施設を目指すこととした。

### 2 事業期間

令和2年度～令和5年度(4か年の継続事業)

- |                |               |
|----------------|---------------|
| ・令和2年4月～6月     | 設計・施工一括プロポーザル |
| ・令和2年8月～令和3年6月 | 設計業務委託        |
| ・令和3年6月～令和5年4月 | 施工            |

### 3 事業費

総事業費 8, 250, 000千円

#### 【補助金等】

- |                        |                       |
|------------------------|-----------------------|
| ・地方創生拠点整備交付金           | 1, 000, 863千円(内閣府)    |
| ・市町村競技別拠点スポーツ施設整備事業補助金 | 100, 000千円(群馬県)       |
| ・企業版ふるさと納税             | 約 4, 400, 000千円(一般企業) |

### 4 業者選定

設計・施工一括プロポーザルにて、選定委員会(委員5名)により業者を特定

特定業者 関東・梓特定建設工事共同企業体

## 5 施設のコンセプト

- スポーツ活動、健康づくりを「する」場を提供できる市民スポーツ施設
  - ・市民の多様な活動をサポートするアリーナ
  - ・ユニバーサルデザインに配慮し、だれでも利用しやすい施設
- 避難所拠点として、大規模災害時の避難や避難所の支援に対応できる施設
  - ・災害時に1,000人程度の避難者を受け入れることのできる施設
  - ・大地震に対して十分な構造強度を有する構造
  - ・インフラ遮断時にも3日間程度 施設機能を維持できる設備
- 地元チームのホームアリーナとして、「持続的な地域活性化の核」となる愛される施設
  - ・先端の映像、音響設備と多彩な演出に対応可能なアリーナ
  - ・来場者にワンランク上のホスピタリティを提供できる観客席
  - ・賑わいを生む連携された エントランス 広場 サブアリーナ

## 6 建設概要

- ①施設名称：太田市総合体育館(OPEN HOUSE ARENA OTA)
- ②建設場所：太田市運動公園 旧サブグラウンド(太田市飯塚町1059番1地内：国有地)
- ③構造規模：鉄筋コンクリート造(RC造)一部鉄骨造(S造)及び鉄筋鉄骨コンクリート造(RSC)  
地上3階建
- ④建築面積：7,327.23m<sup>2</sup>
- ⑤延床面積：10,611.61m<sup>2</sup>
- ⑥アリーナ仕様

	メインアリーナ 約2,140m <sup>2</sup> 天井高12.5m	サブアリーナ 約630m <sup>2</sup> 天井高12.5m
バスケットボールコート	国際基準センターコート1面 市民利用3面	市民利用 1面
バレー ボールコート (6人制)	国際基準センターコート1面 市民利用 3面	市民利用 1面
バドミントンコート	公式試合用 12面	市民利用 4面

### ⑦メインアリーナ客席数

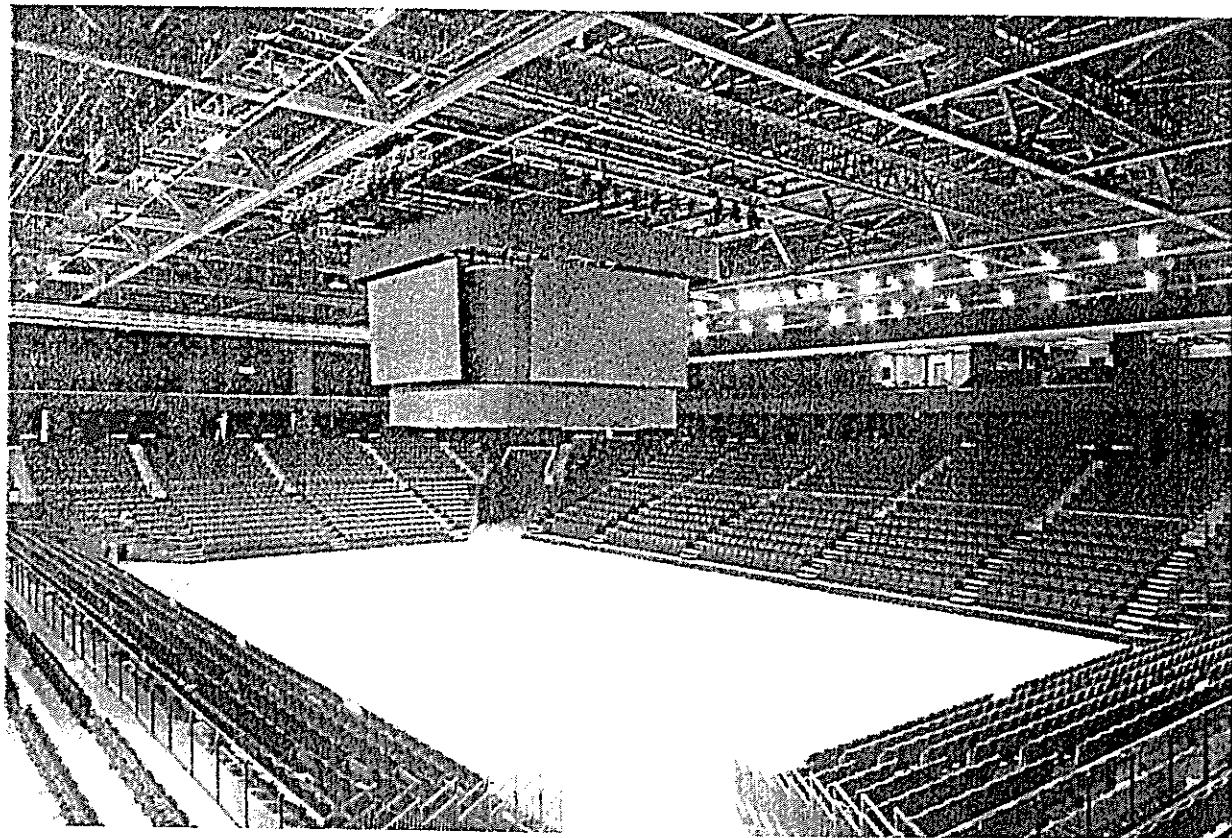
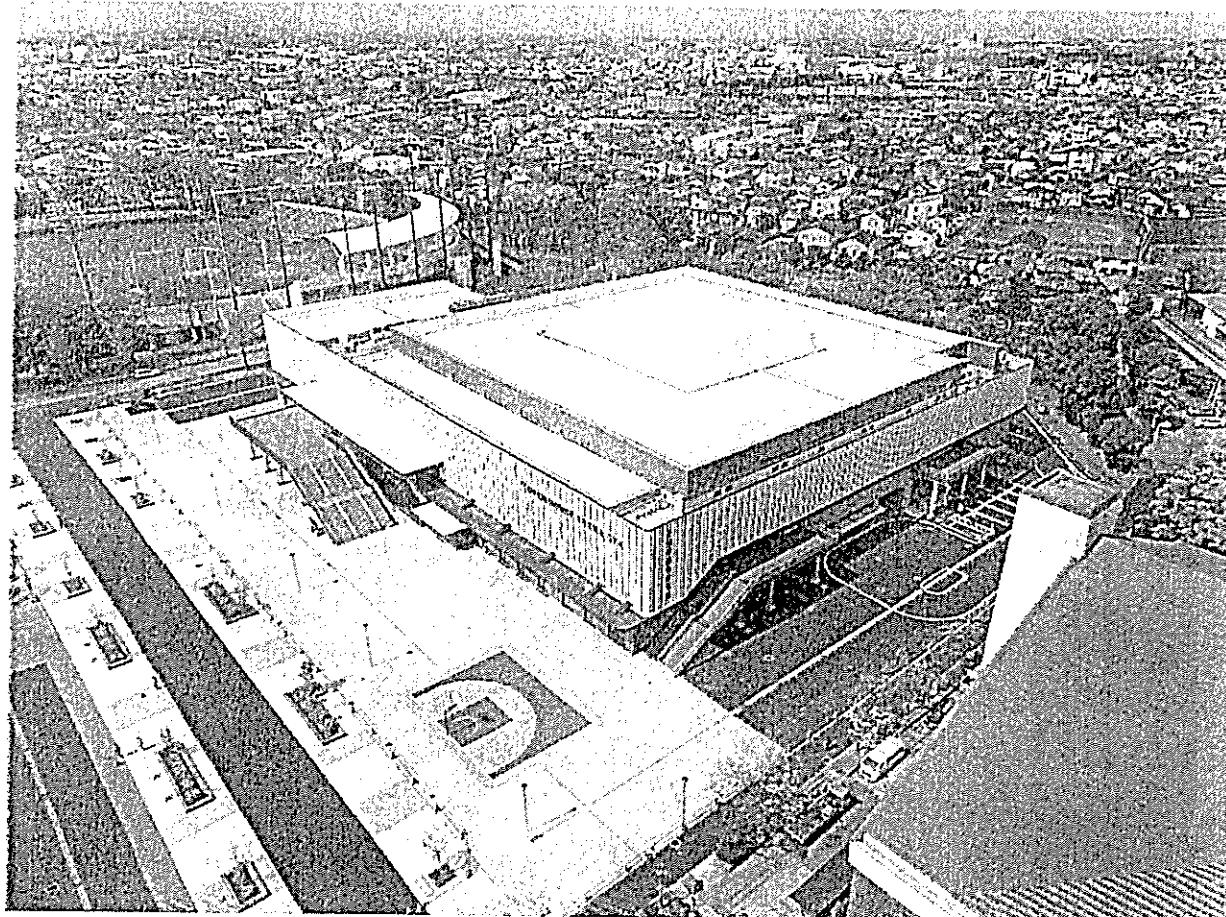
- ・1階 ロールバック席 1,752席
- ・2階 固定席 2,793席 車いす席 26席
- ・3階 ボックス席・ラウンジ席 129席 (合計:4,700席)

※プロバスケットボール興行時は、上記に1階コートサイド席(294席)及び2階立見席(48席)を加え、2階メディア席(15席)を除いた5,027席を確保

### ⑧主な設備

- ・全館空調設備(一部停電時利用可)
- ・エレベータ設備
- ・非常用発電設備 72時間稼働可
- ・受水槽 雜用水槽 汚水貯留槽
- ・大型センタービジョン(4面3段昇降式)
- ・アリーナの演出照明・音響設備

完成写真



## 政務活動記録簿（県外・県内視察）

会派・議員名　疋田進一

年月日	令和6年2月5日(月)～令和6年2月6日(火)			
政務活動先	国会議員会館、総務省、国土交通省、文部科学省			
政務活動の目的	防災拠点、平城宮跡整備、飛鳥藤原の世界遺産指定登録の課題について意見交換を行い、議会での質問につなげる			
相手方	①高市内閣府特命担当大臣、奈良県選出国会議員事務所 ②総務省自治財政局地方債課 ③国土交通省道路局企画課 ④文部科学省文化庁文化資源活用課、文化財第二課			
内容、結果等	①国政及び国際情勢を聞き、奈良県への制度利用などについて意見交換を行い、今後の議会活動に役立てる。 ②緊急防災・減災事業債についての意見交換を行い、今後の議会活動に役立てる。 ③奈良県内の重要物流道路の今後の計画及び県内道路整備について要望及び意見交換を行い、今後の議会活動に役立てる。 ④飛鳥藤原はじめ奈良県内の世界遺産指定登録、平城宮跡整備について意見交換を行い、今後の議会活動に役立てる。			
視察活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額
	総務省等	新幹線(往路)	京都～東京	13,480円
		新幹線(復路)	東京～京都	13,480円
	宿泊費	都市センターホテル		9,879円
	会費	円	内訳：	
	合計	36,839円	(全て政務活動)	
備考	添付資料：意見交換者名刺			

注　視察先で入手した資料や写真等を添付してください。



文化庁  
文化資源活用課  
文化遺産国際協力室長

文化庁 文化資源活用課  
文化遺産国際協力室  
世界文化遺産調査・発信

文化庁  
文化資源活用課  
文化遺産国際協力室長

松丸 悠希

〒100-8913 東京都千代田区霞が関2-13  
財政部省告示局  
文化財保護課  
世界文化遺産調査・発信  
TEL: 03-5253-8411 (内線)  
E-mail: [REDACTED]



国土交通省 道路局  
企画課 道路経済調査室

企画専門官 桑野 真一郎

〒100-8913 東京都千代田区霞が関2-13  
中央省令課第3係  
TEL: 03-5253-8411 (内線)  
E-mail: [REDACTED]



文化庁  
文化資源活用課  
文化遺産国際協力室長

文化庁 文化資源活用課  
文化遺産国際協力室  
世界文化遺産調査・発信

西 和 彦

〒100-8913 東京都千代田区霞が関2-13  
財政部省告示局  
文化財保護課  
世界文化遺産調査・発信  
TEL: 03-5253-8411 (内線)  
E-mail: [REDACTED]

農務省

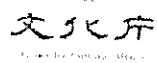
地方債課長



室長 上屋直毅

〒100-8913 東京都千代田区霞が関2-13  
中央省令課第3係  
TEL: 03-5253-8411 (内線)  
E-mail: [REDACTED]

消防庁 京城危機室



文化庁  
文化資源活用課  
文化遺産国際協力室長

文化庁 文化財第二課 課長補佐  
田中 佳幹

TANAKA Yoshiki

(京都市書) 〒602-8934  
京都府京都市下京区下長者町通新町西入敷之内町55番  
(中京市書) 〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL: 03-5253-8411 (内線)  
E-mail: [REDACTED]

農務省  
中央省令課第3係  
財政部省告示局  
文化財保護課  
世界文化遺産調査・発信  
TEL: 03-5253-8411 (内線)  
E-mail: [REDACTED]

神門純一

文化庁 文化資源活用課  
文化遺産国際協力室長  
大川晃平



文化庁  
文化資源活用課  
文化遺産国際協力室長

文化庁 文化財第二課長 博士(工学)

田中 稔彦

〒100-8913 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL: 03-5253-8411 (内線)  
E-mail: [REDACTED]

文化庁 文化資源活用課  
文化遺産国際協力室長  
大川晃平

文化資源活用課  
文化遺産国際協力室長

## 第11号様式の5（第5条関係）

## 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 武田 進一

年 月 日	令和6年3月29日			
表題と発行部数	ひきだ進一県政報告 ひきだ通信 vol.6 2024.3月号 2万部発行			
対象者	奈良市内及び山添村内			
配布方法	個別郵送 16,000部 ポスティング 3,500部 その他 500部			
発行目的	9月議会及び2月議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按分率の説明	按分率 85% その理由（プロフィール、挨拶などの記事を考慮し、按分率を85%とした。）			
内容	9月定例県議会決算審査特別委員会審議内容及び2月定例県議会一般質問の報告 ごあいさつ、プロフィールほか			
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	県政報告 印刷代	共同精版 印刷株式 会社	363,000円 $\times 1.1$	@16.5×20,000部 56
	挨拶状印刷 代	共同精版 印刷株式 会社	63,525円 $\times 1.1$	@3.5×16,500部 57
	封筒印刷代	共同精版 印刷株式 会社	132,000円 $\times 1.1$	@7.5×16,000部 58
※ 85%充当 合計 474,746円				
備考	添付資料：ひきだ進一県政報告 ひきだ通信 vol.6 2024.3月号			

注 発行した広報紙を添付してください。

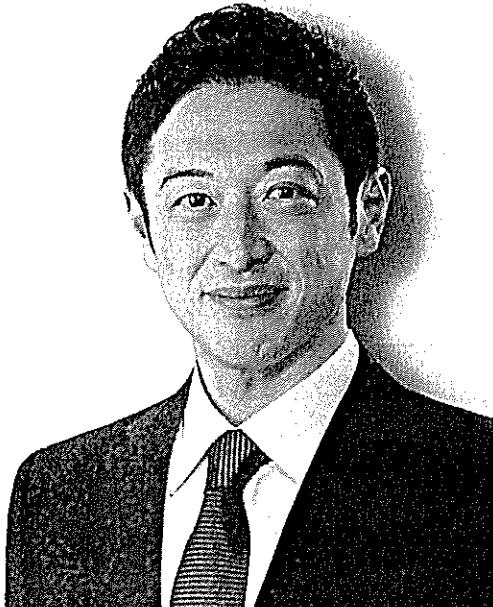
奈良県議会議員 ひきだ進一 県政報告

# ひきだ通信

vol.6 2024年3月号

Main Topics! 決算審査特別委員会・一般質問の報告▶詳細は中面をご覧ください

- ・県の重要施策の意思決定過程がわかる文書管理について
- ・県内のスポーツ振興・国体に向けたアリーナの整備推進
- ・子どもを取り巻く環境について
  - 県立高校の普通科整備、特色校への理解
  - 県立学校の施設整備促進



子どもの笑顔があふれるまち。ひらこう、奈良の未来

## ごあいさつ

平素より、県政および私の活動に、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。2024年も皆さまと一緒に考え、行動する議員として精進してまいります。引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本号では、昨年10月開催の決算委員会、本年2月議会本会議での知事への質問内容を中心にご報告いたします。2月議会は開会中のため、一般質問や予算審査特別委員会については、引き続き次号でもお届けします。



### 令和5年9月議会決算委員会

昨年の9月議会にて、決算委員会の委員を拝命しました。決算委員会は前年度である令和4年度の決算を審査し、確定させる委員会です。全分野について、何に対してどのような目的で税金が使われたのか、それを来年度にどう活かしていくのか等について、知事はじめ担当部局長や課長と議論をしました。



### 令和6年2月議会

2月議会は次年度である令和6年度予算を議論し、確定する、つまり来年度の県の活動が決まる大切な議会です。また、山下県政最初の予算案ですので、知事の考え方を見極める議会でもあります。本会議の一般質問・各委員会において、どのような奈良県像を描き、どのようなところに注力するのか等について、知事はじめ担当部局長や課長と議論をしました。

## 地域の活動

地域の皆さんのお声を県に届け、お困りごとを少しでも減らすことが一番大切な役目です。少しでも進んだ案件について一部抜粋してご報告をいたします。

### ■プロフィール

- 経歴 昭和51年10月 奈良市生まれ／親愛幼稚園／椿井小学校／春日中学校／奈良高等学校／大阪大学 理学部物理学科／大阪大学大学院 理学研究科／京都大学大学院 法学研究科
- 職歴 (株)高等進学塾／駿台予備学校／堀井いわお参議院議員 公設第一秘書
- 地域活動等 行政書士（奈良県行政書士会所属）／保護司（奈良地区保護司会所属）／奈良市柔道協会 顧問
- 家族構成 妻・長女（7歳）・長男（4歳）・次女（2歳）、奈良市三条本町在住
- 趣味 マラソン（奈良陸上競技協会所属）／登山／柔道（二段）

## 奈良県議会議員 ひきだ進一事務所

〒631-0021 奈良県奈良市鶴舞東町 2-13 VTVビル 109

TEL 0742-52-5003 MAIL hikida.s1.nara@gmail.com

FAX 0742-41-5851 URL https://hikida-nara.com/



# 決算審査特別委員会・本会議一般質問のご報告

## 1. 県の重要施策の意思決定過程がわかる文書管理について

### 9月決算委員会での議論(p.3)を受けて見直すことにしたにも関わらず 「知事との協議は必ずしも議事録作成の必要なし」という方針を提示

昨年12月に府内各所属長宛ての通知「府内の会議における議事録等の取扱いに関する方針の作成について」において、府内の議事録などの作成基準や情報管理ルールが以下の概要通り明確化されました。

類型	会議の種類	会議例	作成資料
A	地方自治法第138条第3項の規定により設置された附属機関の会議	奈良県情報公開審査会	議事録または会議の概要
	議長構成員が定まっており、特定の目的のもと継続的に開催されるもの	奈良県こども・子育て支援推進会議	
B	知事、副知事、部長等への説明、協議、報告等	知事への協議	文書（必ずしも議事録等の作成は必要ない） 例①知事等への説明資料 例②協議等の結果 ※どのような「文書」を作成するかは、個別具体的な事案に応じて、担当課の文書管理責任者が決定する
	全庁的な知事との協議	予算査定や個別事業に関する知事 HR	会議の概要 ※経緯も含めた意思決定に至る過程の文書について、作成した部局ごとにバラツキが生じることを防ぎ、一定の適正な水準を担保するため、知事協議の取りまとめ担当課において、一括して「会議の概要」を作成する
C	類型A・B以外の会議等	課内打合せ	文書

2024年2月定期会  
本会議一般質問

足立



知事などとの協議では「必ずしも議事録の作成は必要ない」とあるが、「一言一句の発言録は必ずしも必要ないが意思決定過程がわかる文書は作る」という認識で良いか？

山下知事



A 前提として、府内での意思決定過程が分かるようにすることを目的とした通知であり、意思決定過程を明らかにするという趣旨で作成するものであり、私と幹部職員とのあらゆる協議をすべて何らかの形で記録に残すということではない。「知事、副知事、部長等への説明、協議、報告等」における文書例として①知事等への説明資料、もしくは②協議等の結果、どちらかあればよいとそういうもの。



Point 説明資料と結果のどちらかでは、結果に至る経緯が不明

知事との協議について、上記のルールの通り、「説明資料と結果の間の過程がない」状態では、なぜその結論に至ったのかがわかりません。

このまま議事録の作成を行政が恣意的に決めれる状態にはせず、しっかりとチェック機能を働かせ、これから将来的にも意思決定過程が検証できる仕組みを引き続き求めていきます。

行政文書管理については、昨年6月議会の一般質問にて「知事の予算執行の軸となる6つの視点」に関する質問の際、令和5年度の県の重要な予算の執行停止に至る判断経過について、議事録や音声データも何一つ残していないことがわかりました。（ひきだ通信vol.5参照）行政の判断内容は、県民の皆さんにもご理解・ご判断いただくため、「透明性」を持たせ、判断過程をオープンにすることが基本です。

## 6月議会以降の行政文書に関する知事等の発言の内容

日付／会議体	知事・総務部長のご答弁（一部抜粋）
6月26日 6月議会一般質問	山下知事：「（予算執行査定に関する）個別の項目に関して判断に至った理由は本会議でご質問いただければ、当時の記憶を基に、あるいは私の手書きのメモも残っていますので、そうしたものを基にきちんと答弁できるようにさせていただきたい」
7月21日 知事定例記者会見	山下知事：「担当課レベルでメモを取っていたりすることはあるかもしれないとは思いますが、いわゆる行政文書としてきちんとした議事録は残してはいないです」
8月9日 知事定例記者会見	記者：「政策推進課で作成されたメモということでよろしいですか」 山下知事：「そうですね。財政課か政策推進課が作ってますけども」
9月26日 9月議会一般質問	山下知事：「①事務方が作成した知事への説明資料、②事務方が作成した私の主なコメントについてのメモ、③①②を踏まえ作成された予算執行査定の結果及びその理由をまとめた文書、が作成されており、奈良県行政文書管理規則に沿って適切に文書を作成している」
10月17日 決算審査特別委員会	(10月12日疋田より下記1~3の文書請求とそのほか各部局の議事録の有無の調査請求を実施) 岡野総務部長：「調査の結果、 <u>当日のやり取りの内容を記載した文書が見つかった(4~8)</u> 。 情報公開請求は <u>会議録の請求</u> であり、 <u>会議録はない</u> と回答。今回それに関連するメモがあつたため、それを開示した。」
	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 令和5年度当初予算の執行査定に際し実施した各部局とのヒアリングの議事概要について、 部局では作成しないよう、財政課から周知した文書の写し</li><li>2. 令和5年度予算執行に係る知事ヒアリングで使用した資料</li><li>3. 政策推進課作成の予算執行査定の主な知事のコメントメモ</li><li>4. 奈良の新しい道路の仕組みに関するメモ(5/10)</li><li>5. 大和平野中央田園都市構想の推進に関するヒアリングメモ(5/11)</li><li>6. 奈良県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けての検討に関するメモ(5/11)</li><li>7. 奈良県国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた検討メモ(5/23)</li><li>8. 円滑な用地買収、用地補償についてのメモ</li></ol>

## Point 発言の一貫性・開示請求の正確性・情報公開の課題

上記のこの半年間の流れから、発言の一貫性・開示請求の正確性・情報公開の3点の課題を感じています。

### ① 山下知事の発言に一貫性がないこと

知事はこの半年の流れを振り返り、「Aという回答を別のBに変えたわけではなく、A,B,Cというすべての答えがある場合に思い出出した順に答えたわけで、間違った回答ではない」とのご意見でした。しかし、思い出した順の回答ではなく、A,B,Cの答えの中で最も重要な回答がBなのであれば、Bから回答すべきと考えます。今後も質疑の中で、県民の皆さんに届けるべき県政の意見・状況を引き出せるように努めます。

### ② 情報公開開示請求の回答と後日の回答が異なっていること

開示請求時は「議事にかかる文書を作成されていない」という回答。決算委員会では「会議録は存在しないが関連するメモがある」と変化。開示請求は県が保有している情報を県民の皆さんに公開、提供するものであり、請求した時期によって回答が異なるようなことはあってはいけません。今後このようなことがないよう県にも強く求めていきます。

### ③ 全課に対して議事録を取らないよう指示したこと

これは、情報公開に積極的であるとご自身でおっしゃっている知事の方針とは真逆だと感じています。また、議事録がないことで、継続的な議論・検討の中、参加者の認識齟齬が本当になかつたのか、という点にも疑問を感じます。一言一句記録するということではなく、明文化することでお互いの意見を再確認することや、後日の議論に継続しやすくなること、そして何よりも県民への透明性の観点で、効率的に議事録を活用いただきたいと感じました。

## 2. 県内のスポーツ振興・団体に向けたアリーナの設置

2031年の国民スポーツ大会は奈良県での開催が予定されています。奈良県にはアリーナといえる競技場が整っておらず、プロスポーツの試合や全国大会を開催できる（大会規定に沿い、開催回数に対応できる）場所がなく、鴻池陸上競技場と樋原公苑陸上競技場間を移動して開催している状況です。

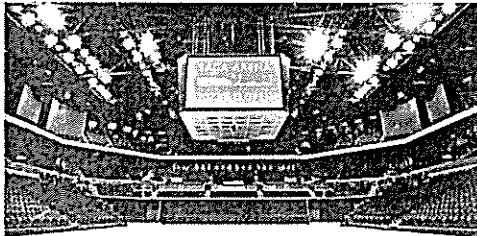
2024年2月定例会  
本会議一般質問

2023年9月定例会  
決算審査特別委員会

- ◆群馬県太田市のアリーナは、全国大会やプロスポーツに対応でき、防災機能の一部を持つが、コンサート等には不向きなコンパクト型アリーナです。（最大収容人数5,000人）
- ◆佐賀県の団体向けアリーナは、建設費がかかっているが、2年間予約が埋まっている、収益性の高いアリーナです。（最大収容人数8,400人）



▲群馬県太田市 オープンハウスアリーナ太田  
最大収容人数：5,000人



▲佐賀県 SAGA アリーナ  
最大収容人数：8,400人

この2例はどちらも、スポーツ・エンターテインメントの利用イメージがある中で、必要な収容人数・面積・機能を備えています。ランニングコストのマイナスだけでなく、収益性がありプラスを生み出すアリーナを作ることが重要です。利用イメージを想定しつつ、収容人数・面積・機能を含めて検討する必要があります。

### Point アリーナの収容人数・面積・機能を早急にまず決めるべき

アリーナ設置の主目的はもちろんスポーツ振興です。スポーツに関わる子供から大人・プロ、そして全国から奈良県にスポーツや音楽イベント等に訪れる場所になることを考えると、これはまちづくりの一部です。奈良県の街づくりの観点でこのアリーナにどういう役割を持たせるのか、それが「基本構想」であり、主要要素である収容人数・面積・機能をまず決める必要があります。しかし、9月議会から要望していた主要要素について、2月議会一般質問の答弁でも、「基本構想」が定まっていない状況でした。その中、令和6年度予算には基本構想～基本計画までをまとめた予算が計上されていたため、まずは「基本構想」の段階で議論すべきであり、基本構想を早急に策定するよう要望しました。

## 3. 子どもを取り巻く環境の改善

### 3-1. 県立高校の普通科整備

平成30年に策定された「県立高等学校適正化実施計画」に基づき、県立高校の適正化と特色化を行った結果を受けて、保護者や生徒から、県立高校は普通科が少ない、選択肢が少ないという声を聞きます。

2024年2月定例会  
本会議一般質問

足立



県立高校の適正化前と比較して普通科数が減少しているため、生徒や保護者の間で、県立高校の選択肢に不安の声を聞くが、普通科の数は適正と考えておられるか？

吉田教育長



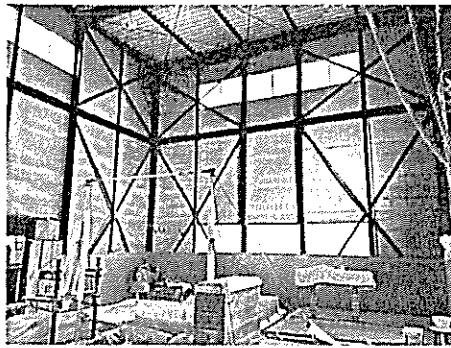
A 大学入試は変化しており、小論文や面接などさまざまな試験を通して高校での学びを大学での学びや将来に活かす意欲や情熱を評価する「総合選抜型」へシフトする大学が増加。そのため、専門高校で興味関心分野を深く学ぶことは大学進学機会にもつながる



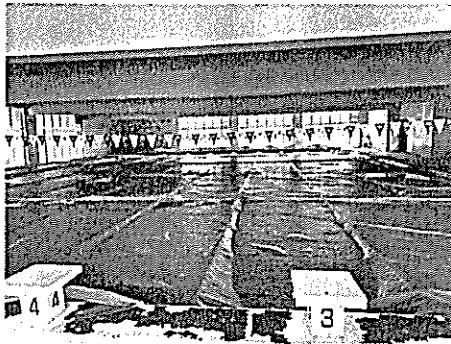
### Point 県立高校の特色について保護者・生徒への周知が必要

普通科における学力の幅としての選択肢の観点で普通科が足りていないのではないかと不安の声を聞きますが、教育長は、「普通科が足りていないというわけではなく、特色校も含めると選択肢は揃っており、特色校のほうが大学進学の観点でメリットがある」とのお考えでした。まずは来年度の早い時期に実施予定の、中学生を持つ保護者向けの県立高校合同説明会にて、特色校を保護者や生徒に正しく理解してもらうことが重要と考えます。

## 3-2. 学校のハード整備



▲県立添上高校 プレハブの体操競技練習場



▲県立添上高校 老朽化したプール

昨年10月の知事記者会見にて、高校授業料の助成増額が発表され「県立高校も入学者を増やすために創意工夫をし、公私間で切磋琢磨が起きることは良いこと」と知事は述べられました。しかし、生徒が公立か私立かを選択するには、教育内容以前の問題として県立学校施設老朽化に課題があると思います。例えば、スポーツの強豪校である県立添上高校では、写真のように体操競技の練習場は、冷暖房のないプレハブで、天井近くの窓まで顧問が上り、窓を開閉する毎日 プールも老朽化、窓は開閉できない状況です。これは県立高校の一例で、他の県立高校でも同様です。

2024年2月定例会  
本会議一般質問

疋田

Q

公私間で切磋琢磨する前提として、県立高校の建て替え等、施設を充実させる必要があると考えるが、知事の所見は？

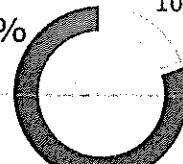
山下知事

A

今後は疋田議員ご指摘の視点に沿って、県立高校の施設の改修といったことに潤沢な予算をつぎ込んで行きたい

築年数別県立高校数  
(令和5年10月時点、全41校)

築42年以上 31校 築42年未満 10校  
75.6%



データ元：奈良県教育委員会学校支援課

2024年2月定例会  
本会議一般質問

疋田

Q

知事が潤沢に予算を使ってハード面もやっていくとおっしゃっていましたので、早急に建て替えについても検討していただけるということか？

吉田教育長

A

令和4年度までは耐震化対策に対して予算をかけていたが、知事のお言葉をうけて高等学校の環境も充実していくことを大いに期待をしている

## 県立高校体育館への空調設備の導入

2023年9月定例会  
決算審査特別委員会

県立高校体育館の空調設備の導入率は0%（2023年12月時点）。

3つの観点で早急に設置すべきと考えています。

1. 熱中症の危険性があり、屋外で体育や部活動できにくい状況であるにも関わらず、体育館はもっと暑くて危険である点
2. 地域の避難所として指定されているにもかかわらず、避難時の健康管理がむずかしい点
3. 体育館を地域に開放しているが、快適な環境とはいえない点

令和7年度まで体育館の空調設備に適用される、国の緊急防災減災事業債の活用を要望しました。

## 公立小中学校へのエレベーター設置

2023年9月定例会  
決算審査特別委員会

県内公立小中学校のエレベーター設置率は27.1%（2022年9月時点）。

国も県もインクルーシブ教育を進める方針の中、令和7年度末までバリアフリー化工事の国庫補助金の割合が引き上げられており、市町村としては実質20%で設置可能ですが。しかし、市町村だけでは負担が大きいのが現実です。そこで、特にインクルーシブ教育が必要な小中学校について、県の支援制度を創設し、県が数%でも援助して推進するよう要望しました。



## Point 20年先を見据えた県立学校の建て替え計画を

県立高校の90%が5年後には耐用年数を超える状況の中、10年・20年先を見据えた学校の更新計画が必要であり、予算をかけるべきところだと考えます。私立教育費への予算も必要ですが、まずは県として役割を担う地域の学校のハード面に予算をかけるべきです。知事・教育長のご答弁を受けて、早急に20年先を見据えた、県立学校の建て替え計画を具体的に作ることを求めていきます。

# 取り組みのご報告

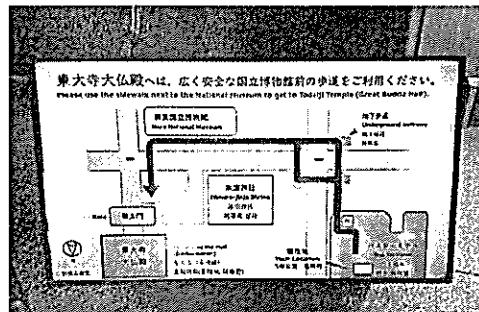
4. 駐車場や歩道の整備に向けた取り組み

## 4-1. バスターミナル付近の観光客往来と生活道路確保の両立

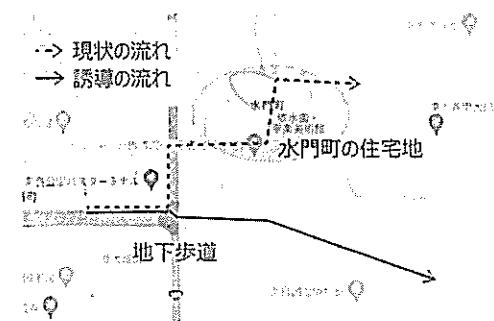
観光客が奈良県に戻り、バスターミナルにも多くの観光バス利用者が訪れる日になりました。バスターミナルを利用される観光客の多くは、東大寺方面に移動する際、水門町を通行してしまう傾向にあります。そのため、水門町の地元の人の生活道路に多くに観光客が流入し、車が通りにくい状況です。

バスターミナルを利用する団体  
観光客を中心に、水門町ではなく地下歩道利用の誘導を要望しました。

県には早速バスターミナルの掲示板に地下道へ行く案内を掲示し、案内ビラの配布もご対応いただきました。



▲バスターミナル掲示版での周知

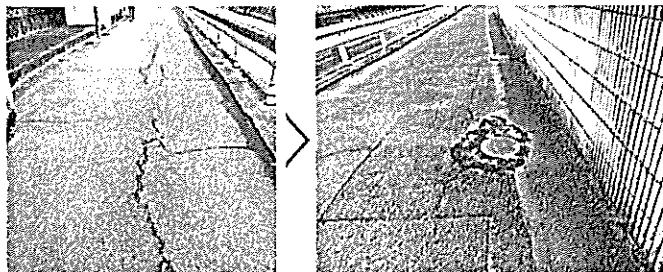


▲誘導前後の観光客の流れ

## 4-2. 道路・川の整備

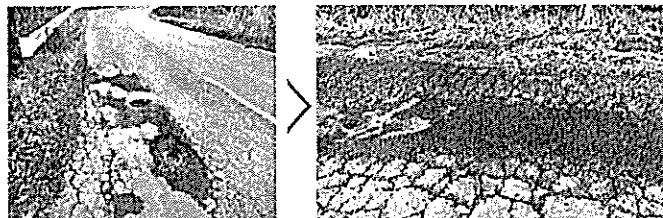
### 富雄川の河川管理道路の補修

河川管理道路にひび割れができ、ここで転倒による怪我人の発生があったため、早急に補修いただきました。



### 大平尾町の道路の補修

交通量がある場所に、車が飛び跳ねるほど大きな溝ができており、早急に補修していただきました。



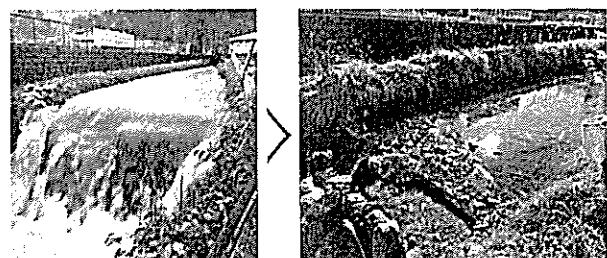
### 山添村西波多地区の上津公民館前の歩道整備



高齢者の利用が多い上津公民館。公民館前の急激な段差は特にシニアカーで利用される方にとって危険であり、改修の声を多くいただき、要望を続けてきました。ようやく、改修に向けた調査が開始されました。早期の補修に向けてさらに要望を続けていきます。

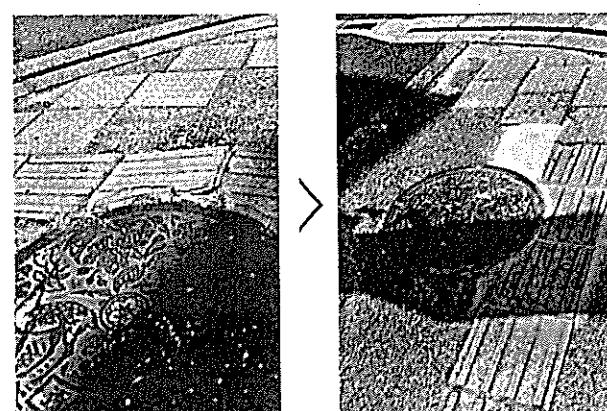
### 笠間川の浚渫（しゅんせつ）工事

泥などがたまり、水があふれて川底が見えない状況でしたが、元通り川底が見えるようになりました。

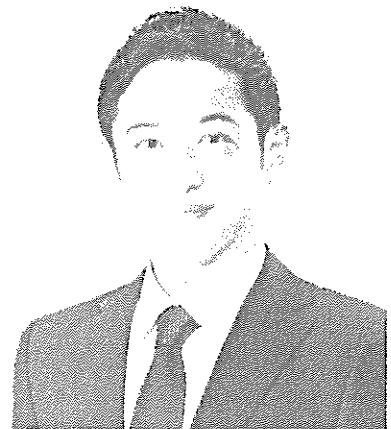


### 高畠の歩道の補修

小学生の通学路であり、かつ交差点付近の歩道の点字ブロックがめくれており危険な状態だったため、早急に補修いただきました。



皆様へ



平素より、ひまわりの県政における活動に対しまして、ご理解、ご支援賜りており、誠にありがとうございます。

2024年となり、来年度に向かう予算審査の審議・決大詰めを迎えることになります。今回の「ひまわり通信3月号」では、10月に開催された決算審査特別委員会、今開催される2月議会での一般質問の内容を中心にご報告いたします。新年度の予算や予算審査特別委員会の内容については、次号でご報告をしたいと考えております。

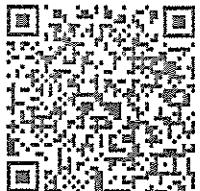
皆さまから、多くの意見や要望、時間を一緒に書きたいと思います。議会でも発言をし、意見を述べる機会がござります。どうぞ、新年度になりましても、いろいろなお話を伺いたいと存じております。どうぞ、ご指導賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

方良県議会議員 延田 遼一

県政報告の配達停止また、メールでの配信ご希望の方は、お手数ですがこちらのQRコードからご連絡お願いいたします。もしくは、事務所までお電話またはFAXにてご連絡ください。

TEL: 0742-52-5003

FAX: 0742-41-5851



## 第11号様式の11(第5条関係)

## 令和5年度事務所状況報告書

会派・議員名 武田進一

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 奈良市鶴舞東町 2-13VIV ビル 109 電話 0742-52-5003 延べ床面積 65.45 m <sup>2</sup>
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 共栄企画株式会社) 所有者 ■第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) ■事務所全体面積 65.45 m <sup>2</sup> (a) うち政務活動使用面積 32.725 m <sup>2</sup> (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 32.725 / 65.45 → 0.5 按分率 1/2
⑥事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：後援会事務所との面積按分)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方： )
⑧光热水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方：事務所賃借料と同率で按分)
⑨備考	

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

2021年12月1日

實質借契約書

VIV学園前

109号室



## 賃 貸 借 契 約 書

賃貸人：共栄企画株式会社（以下甲という）と賃借人：疋田進一（以下乙という）との間に次のとおり賃貸借契約を締結する。

### 記

#### 第1条（賃貸借物件）

甲は次に表示の建物を賃貸し、乙は以下の条項に従い、これを賃借することを約する。

建物の所在：奈良市鶴舞東町2番13号

種類構造等：鉄筋コンクリート造

地下1階・地上3階建のうち、1階109号室

契約面積：65.45m<sup>2</sup>

#### 第2条（使用目的）

乙は賃借物件を次の目的にのみ使用し、それ以外には使用しない。

目的：事務所

#### 第3条（物件の引き渡し時期）

2021年12月1日とする。

#### 第4条（賃料）

賃料は月額50,000円也（税別）とする。

- 2 乙は2021年12月分から賃料を支払うものとする。
- 3 賃料は先払いとし、乙は毎月末日までに翌月分を賃料以外の諸費用と共に甲の指定する銀行預金口座に振り込んで支払うものとする。振込料が必要な場合は乙が負担する。但し1カ月に満たない月の賃料については1カ月を30

- 目として日割計算によるものとする。
- 4 乙はこの契約が終了し賃借物件を完全に明け渡すまで賃料を支払うものとする。
  - 5 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は乙の負担とする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

#### 第5条 (その他の諸費用)

乙の賃借物件使用に関連して生ずる物件内の冷暖房費、電気・ガス・水道料、その他専用部分にかかる諸費用は一切乙の負担とする。

#### 第6条 (物件内の造作等)

乙はこの契約締結後、甲の承諾を得て、賃借物件について第2条の使用目的に従い、内装及び設備工事等を自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。

#### 第7条 (物件の管理)

契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を、注意をもって保管かつ使用しなければならない。

#### 第8条 (立入検査)

建物の保全、衛生、防犯、防火その他のために、甲またはその使用人もしくは甲の指示を受けた者は必要時、賃貸物件内に立入またはその内外を検分することができる。必要ある場合、甲は乙に適宜の処置を求めることができ、乙は遅滞なく、これに応じなければならない。

#### 第9条 (契約期間中の修繕)

甲は、乙が賃借物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。

##### (1) 電球、蛍光灯、ヒューズ等の取替

## (2) その他費用が軽微な修繕

### 第10条 (乙からの解約)

乙は、甲に対して3カ月前に解約の申し入れを行うことにより、賃貸借契約を解約することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から3カ月分の賃料または賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して3カ月を経過する日までの間、隨時に賃貸借契約を終了することができる。

### 第11条 (明け渡し)

乙は、明け渡し日を10日前までに甲に通知の上、賃貸借契約が終了する日までに賃借物件を明け渡さなければならない。

- 2 乙は、明け渡しの際、貸与を受けた賃借物件の鍵を甲に返還する。

### 第12条 (明け渡し時の原状回復)

賃借物件の明け渡し時において乙は、通常の使用に伴い生じた損耗及び経年劣化を除き、賃借物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等、乙の責めに帰することができない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

- 2 賃借物件の明け渡し時において乙は、物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

【特記事項】 物件内の残置される空調設備は前入室者の残置物であり、甲に性能保証は求めないものとする。

以上、質貸借契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自その1通を保有する。

2021年/2月/1日

甲(質貸人) 住 所 滋賀市大津東町2番13号  
共栄金属株式会社  
氏 名 代表取締役 云 仁彌



乙(質借人) 住 所 [REDACTED]

氏 名

近田 達一



## 第11号様式の12(第5条関係)

## 令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 芝田進一

① 雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
② 雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③ 雇用期間	令和 5年 4月 1日～ 令和 6年 3月 31日
④ 職務内容	政務活動及び後援会活動に関する会計・事務
⑤ 給料（賃金）	1,000 円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥ 按分率の考え方	<p><input type="checkbox"/>勤務実績時間による場合  <math display="block">\text{政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 )}</math> <math display="block">\rightarrow \boxed{\text{按分率}} /</math></p> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合  <math display="block">\text{政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 )}</math> <math display="block">\rightarrow \boxed{\text{按分率}} /</math></p> <p><input checked="" type="checkbox"/>職務内容による場合  <math display="block">( 政務活動 + 後援会活 ) \rightarrow \boxed{\text{按分率}} \boxed{1 / 2}</math></p>
⑦ 添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

## 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED]	[REDACTED]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで 但し、当事者のいずれからも特段の申し出がない場合は、従前の条件により、1年間期間が更新されるものとする。		
雇用形態	正規職員	パートタイム	派遣職員 その他( )
就業場所	奈良市鶴舞東町 2-13 VIV ビル 109		
仕事内容	政務活動及び後援会活動に関する会計・事務		
就業時間 (休憩時間)	毎週火曜日 9時30分～14時30分 隔週金曜日 9時30分～14時30分		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他( )		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇( )		
賃金	基本賃金	月給	円
	日給		円
	時間給	1,000	円
	諸手当	通勤手当	円
		手当	円
		手当	円
	賃金締切日(毎月末日)		
	賃金支払日(毎月末日)		
	賃金の支払方法(□現金払い □振込 )		
	賃金支払時の控除(□所得税 □住民税 □健康保険 □介護保険 □厚生年金 □雇用保険)		
	昇給	□有	□無
	賞与	□有	□無
各種社会保険	□労災保険	□雇用保険	□健康保険
	□厚生年金保険	□その他	

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和5年4月1日

雇用者 足田進一

被雇用者 [REDACTED]

## 第11号様式の14(第5条関係)

## 政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

## 【議員名 足田進一】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	令和4年1月1日
-------	----	------	----	-------	----------

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	66
労働時間数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	330
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	330,000
時間外手当															0
通勤手当(譲税)															0
通勤手当(非課税)															0
譲税合計	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	330,000
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給額	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	330,000
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険保険料															0
社会保険料合計															0
譲税対象額															0
所得税															0
市町村民税															0
控除額合計															0
差引支給額															0
領收印															330,000

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

## 第11号様式の12(第5条関係)

## 令和5年度雇用状況報告書

会派・議員名 宮田進一

①雇用者	氏名 [REDACTED] 住所 [REDACTED] 電話番号 [REDACTED]
②雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> 派遣等
③雇用期間	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日
④職務内容	政務活動及び後援会活動に関する会計・事務
⑤給料（賃金）	1,000 円 ( <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input checked="" type="checkbox"/> 時給)
⑥按分率の考え方	<p><input type="checkbox"/>勤務実績時間による場合            政務活動時間 ( 時間 ) / 政務活動 ( 時間 ) + その他業務 ( 時間 )            → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 / </span></p> <p><input type="checkbox"/>勤務実績日数による場合            政務活動日数 ( 日 ) / 政務活動 ( 日 ) + その他業務 ( 日 )            → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 / </span></p> <p><input checked="" type="checkbox"/>職務内容による場合            (政務活動+後援会活) → <span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">按分率 1 / 2 </span></p>
⑦添付書類	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 雇用契約書 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金台帳 <input type="checkbox"/> 租税関係書類 <input type="checkbox"/> 社会保険関係書類
⑧生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一生計者ではない。 <input checked="" type="checkbox"/> 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

## 雇用契約書

ふりがな	[REDACTED]	生年月日
氏名	[REDACTED]	[REDACTED]
現住所	[REDACTED] 電話 [REDACTED]	

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで 但し、当事者のいずれからも特段の申し出がない場合は、従前の条件により、1年間期間が更新されるものとする。		
雇用形態	正規職員	パートタイム	派遣職員 その他 ( )
就業場所	奈良市鶴舞東町 2-13 VIV ビル 109		
仕事内容	政務活動及び後援会活動に関する事務		
就業時間 (休憩時間)	毎週月曜日・木曜日 9時30分~14時30分		
休日	土・日・祝日・年末及び年始・お盆・その他 ( )		
休暇	年次有給休暇 その他特別休暇 ( )		
賃金	基本賃金 月給 円 日給 円 時間給 1,000 円 諸手当 通勤手当 1,360 円／日 手当 円 手当 円 賃金締切日 (毎月末日) 賃金支払日 (毎月末日) 賃金の支払方法 (□現金払い <input checked="" type="checkbox"/> 振込 ) 賃金支払時の控除 (□所得税 <input type="checkbox"/> 住民税 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 介護保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金 <input type="checkbox"/> 雇用保険) 昇給 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 賞与 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
各種社会保険	<input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他		

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和5年4月1日

雇用者 足田進一

被雇用者 [REDACTED]

## 第11号様式の14(第5条関係)

## 政務活動補助業務賃金台帳(令和5年度)

## 【議員名 足田進一】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日
-------	----	------	----	-------

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	8	7	8	8	4	8	6	7	6	7	7	7	7	7	76
労働時間数	36	31	36	35	14	38	26	30	30	33	33	34	34	34	343
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給	36,000	31,000	36,000	35,000	14,000	38,000	26,000	30,000	30,000	33,000	34,000	0	0	0	343,000
時間外手当															0
通勤手当(課税)	10,880	9,520	10,880	10,880	5,440	10,880	8,160	9,520	8,160	11,060	11,060	0	0	0	106,440
通勤手当(非課税)	36,000	31,000	36,000	35,000	14,000	38,000	26,000	30,000	30,000	33,000	34,000	0	0	0	343,000
課税合計	10,880	9,520	10,880	10,880	5,440	10,880	8,160	9,520	8,160	11,060	11,060	0	0	0	106,440
非課税合計	46,880	40,520	46,880	45,880	19,440	48,880	34,160	39,520	38,160	44,060	45,060	0	0	0	449,440
健康保険料															0
介護保険料															0
厚生年金保険料															0
雇用保険料															0
社会保険料合計															0
課税対象額															0
所得税															0
市町村民税															0
控除額合計	46,880	40,520	46,880	45,880	19,440	48,880	34,160	39,520	38,160	44,060	45,060	0	0	0	449,440
差引支給額															0
領收印															0

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。